

人権施策を総合的に推進するための

高槻市行動計画

～一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、
いきいきと暮らせる社会の実現に向けて～

平成17年(2005年)3月

高 槻 市

- は じ め に -

「人権」とは、すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために、欠くことのできない権利です。21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。

本市においても、平成11年度(1999年度)からは「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を推進し、基本的人権の尊重と非核・平和の大切さを啓発する事業の充実を図り、さまざまな人権課題の解消に努め、人権尊重の社会づくりに向けて、人権施策を推進してまいりました。また、平成16年(2004年)3月には、高槻市人権施策推進審議会からの答申や市民の皆様のご意見をもとに、すべての行政分野において、総合的に人権施策を推進していくための基本方向を示す『高槻市人権施策基本方針』を策定するなど、人権の尊重を市政の基軸に据えて施政の推進に努めております。

ところで、最近では、残念なことに、児童虐待の問題が頻繁に報道され、配偶者への暴力などとともに、結婚や就職などに関係しての不当な差別など人権侵害が後を絶ちません。また、国際化、少子・高齢化、情報化の進展に伴う、社会経済状況の変化を背景として、インターネット上で特定個人を誹謗中傷するなどの新たな人権問題も生じており、人権問題は多様化・複雑化しています。

このようなさまざまな困難な諸課題に効果的かつ的確に対応していくためには、総合的な人権施策の取組みを展開していく必要があり、平成16年(2004年)3月に策定した『高槻市人権施策基本方針』を具体化するため、「人権施策を総合的に推進するための行動計画」について、高槻市人権施策推進審議会に諮問し、平成16年(2004年)11月に答申をまとめていただきました。

今回、この審議会からの答申を踏まえ、これまでの「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」の後継計画として、「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」(人権施策推進プラン)を策定いたしました。

今後とも、本行動計画に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる、活力と魅力に満ちた「高槻市」の実現に向けて、より一層の取組みを進めてまいりたいと考えております。

平成17年(2005年)3月

高槻市長 奥 本 務

- 目 次 -

| | |
|--|----|
| 第1章 行動計画の基本的な考え方 | |
| 1 行動計画策定の必要性 | 1 |
| 2 人権施策の基本理念 | 3 |
| 3 人権施策が目指す高槻市の方向 | 3 |
| 4 人権施策展開への考え方 | 4 |
| 5 行動計画の期間 | 7 |
| 6 行動計画のフォロー体制 | 7 |
| 第2章 行動計画策定の背景 | |
| 1 高槻市における人権問題の現状と課題 | 8 |
| (1) 女性の人権について | 8 |
| (2) 子どもの人権について | 8 |
| (3) 高齢者の人権について | 9 |
| (4) 障害者の人権について | 10 |
| (5) 同和問題について | 10 |
| (6) 在日外国人の人権について | 11 |
| (7) 性的マイノリティの人権について | 11 |
| (8) 人権問題について | 12 |
| 2 高槻市における人権教育・人権啓発の現状と課題 | 14 |
| (1) 「第三次人権啓発計画」の展開と今後の方向性 | 14 |
| (2) 高槻市教育委員会「人権教育のための国連10年」行動計画の展開と総括... | 16 |
| 第3章 人権施策の具体的な取組み | |
| 1 人権施策の体系 | 20 |
| 2 人権教育・人権啓発の推進 | 21 |
| (1) 学校教育における人権教育の推進 | 22 |
| (2) 社会教育における人権学習の推進 | 26 |
| (3) 市民・企業等への啓発 | 33 |
| (4) 各種団体等の啓発活動への支援 | 40 |
| (5) 職務に応じた人権研修等 | 43 |
| (6) 人権に配慮した職務の遂行 | 46 |
| 3 人権擁護・保護機能の充実 | 47 |
| (1) 人権相談体制の充実 | 48 |
| (2) 擁護・保護機能の充実 | 50 |
| (3) 専門機関との協力体制の推進 | 52 |

| | | |
|---------------|----------------------|----|
| 4 | 社会全体での協働による取組みの推進 | 53 |
| (1) | NPO等多様な主体との協働の推進 | 54 |
| (2) | 団体との協議の場の設定 | 58 |
| (3) | 企業の自主的な取組みへの支援 | 58 |
| (4) | 地域との密着した連携・協働体制の推進 | 59 |
| 5 | 人権施策体系に基づく具体的な諸事業一覧表 | 65 |
| | | |
| 第4章 行動計画の推進体制 | | |
| 1 | 市内での推進体制 | 67 |
| 2 | 国、府、近隣自治体との連携体制 | 67 |
| | | |
| 用語解説 | | 68 |
| | | |
| 資料編 | | |
| 1 | 世界人権宣言 | 70 |
| 2 | 国際条約批准一覧 | 74 |
| 3 | 日本国憲法(抄) | 75 |
| 4 | 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 | 77 |
| 5 | 高槻市人権尊重の社会づくり条例 | 79 |

第1章 行動計画の基本的な考え方

1 行動計画策定の必要性

平成5年(1993年)にウィーンで国連が開催した世界人権会議において、「人権教育のための国連10年」が提唱されました。第49回国連総会では、平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までを「人権教育のための国連10年」として決議し、「人権」という普遍的な文化で世界を満たすことを主眼とした行動計画が報告され、加盟各国に人権問題に対する取組みの強化を求めました。「人権教育のための国連10年」も最終年次を迎えることとなった平成16年(2004年)4月21日に、スイス・ジュネーブにおいて開催された国連・人権委員会で、「人権教育のための国連世界プログラム」に関する決議が採択され、引き続きあらゆる分野で人権教育の実施が維持・継続されようとしています。

一方、我が国においては、平成9年(1997年)に、「人権教育のための国連10年」の国内行動計画が策定され、あらゆる機会を通して基本的人権を尊重する意識の高揚を図り、「人権」という普遍的文化の創造を目指し、差別意識の解消に向けて積極的に取り組むことになりました。また、平成12年(2000年)には、国や地方公共団体等の人権教育及び人権啓発に関する責務などを定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、この法律に基づき「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権教育・啓発が総合的かつ計画的に推進されています。

また、本市においては、昭和53年(1978年)に「人権擁護都市宣言」を行い、昭和62年(1987年)からは市民からの提言に基づく2次にわたる「高槻市人権啓発計画」に沿ってそれらの具体化を図るなど、常に人権を市政の基軸に据えて施策を実施してきました。さらに、平成11年(1999年)からは、「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を策定し、その最終年度である平成16年度(2004年度)に向けて人権教育・啓発の推進に努めてきました。こうした取組みを継承し、さらに発展させることが大切であるとの認識に立って、平成13年(2001年)3月には「高槻市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、本条例に基づいて設置された高槻市人権施策推進審議会から「人権施策を総合的に推進するための基本方針について」の答申を行い、平成16年(2004年)3月にはこの答申を踏まえて、『高槻市人権施策基本方針』を策定しました。

本市の人権問題への取組みは、昭和40年(1965年)の国における同和対策審議会答申や昭和45年(1970年)の高槻市同和対策協議会答申などを踏まえて推進してきた同和行政からはじまり、女性、子ども、高齢者、障害者、在日外国人など、それぞれの個別の課題についても諸施策に取り組んできました。しかしながら、今なお、誤った知識や偏見に基づく差別などととも、いじめや虐待、家庭内暴力、インターネットを悪用した人権侵害など多くの人権課題が存在する現状があります。引き続き、こうしたさまざまな人権課題の解消を図るため、『高槻市人権施策基本方針』の具体化に向けて、平成16年度をもって最終年度を迎える「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」の次期行動計画を策定し、人権施策の推進に努めていく必要があります。

そこで、『高槻市人権施策基本方針』に基づき、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・人権啓発を推進することや、人権擁護の推進を図るために権利擁護システムを構築するなどセーフティネットの充実を図ること、また、人権諸課題の解消に向けて

社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成を進めることなど、人権尊重の社会環境づくりに向けて、以下の6点を指針として「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」(人権施策推進プラン)を策定し、総合的な人権施策の推進に努めます。

- 1 本市における今後の人権施策の目標と施策展開の基本的な考えを示し、一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会、市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会、多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会、市民、企業、自治体等がともに取組む人権尊重の地域社会などの4つの目標を実現していくことを目的とします。
- 2 多様かつ複雑性をまず人権問題に対応するために、『高槻市人権施策基本方針』に示された個別分野の枠組みを越えて、「人権」という共通の視点からの取組みを進めるため、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進、人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築、社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成の3点を大きな柱として、総合的な人権施策の体系化を図ることにより、その取組みを進めます。
- 3 一つの「行動計画」としての独立性を保持することを基本的な視点とします。また、『高槻市人権施策基本方針』に示された基本理念、基本的な考え方、人権をめぐる国内外の動き、取組むべき主要課題と人権問題の状況とともに、第4回人権意識調査で明らかとなった人権意識の現況、前行動計画の総括で明らかとなった人権教育・啓発の課題、こうしたことを受けて実施する具体的な諸事業が一連のものとなり、「基本方針」と「行動計画」が一体となるものとします。
- 4 『高槻市人権施策基本方針』に示された女性問題、子どもの問題、高齢者問題、障害者問題、同和問題、在日外国人問題、感染症患者等の人権問題、情報化社会の人権問題、犯罪被害者等の人権問題、性的マイノリティ(注:1)などの人権問題などを具体的に取組むべき主要課題として、それぞれの人権諸課題の解決に向けて、総合的な人権施策の取組みを推進します。
- 5 平成11年度(1999年度)から平成16年度(2004年度)にかけて実施してきた「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を踏まえ、その趣旨を継承・発展させることを目指します。また、平成16年(2004年)4月21日にスイス・ジュネーブで開催された国連・人権委員会で決議が採択された「人権教育のための国連世界プログラム」の今後の展開をも視野に入れて、積極的に対応します。
- 6 市民、諸団体、NPO(注:2)、企業、国、大阪府、近隣市町村などに対して、本市が目指す方向性とその行動計画を示すことにより、その参画と協力を求めます。

2 人権施策の基本理念

『高槻市人権施策基本方針』に示された「一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく、いきいきと暮らせる社会の実現」を基本理念とし、個人の選択に応じたさまざまな価値観や生き方を尊重し、自らを律する自立した市民が、それぞれの個性と能力を輝かせ、自己実現と社会的責任を果たすことができる地域社会の創造を目指します。

3 人権施策が目指す高槻市の方向

基本理念の実現に向けて、人権施策が目指す具体的な方向性としては、『高槻市人権施策基本方針』に示された次の4つのあるべき地域社会を目標として、その具体化に努めます。

(1) 一人ひとりが尊重され、自己実現を図ることのできる、活気のある地域社会

「いのち」の尊さが大切にされ、人間としての尊厳や個性が尊重され、個人が自己実現に挑戦することで、新しい価値を創造し、多様性と独創性を発揮できる、活気のある地域社会づくりに努めます。

(2) 市民の誰もが、社会の一員として等しく参加・参画できる公正な地域社会

性別や年齢、障害、社会的身分、門地、民族、国籍等にかかわらず、誰もが等しく社会に参画し、公正や平等の実現のために社会的な責任を果たす地域社会づくりに努めます。

(3) 多様な文化や価値観、個性が尊重され、ともに暮らせる地域社会

「共生」をキーワードとして、異なる文化や歴史、生活習慣にふれあう中で、お互いが理解し合い、さまざまな市民とともに生活し、ともに地域を支え合う豊かで活力ある地域社会づくりに努めます。

(4) 市民、企業、自治体等がともに取組む人権尊重の地域社会

地域社会で生活する市民の人権に関する問題を、社会全体として取組み、市民はもとより地区コミュニティ組織(注:3)、学校、企業、公共的団体、NPOなどとの連携・協働を通じて、自治体と市民、団体、企業等が相互に支援し合いながら、人権尊重の地域社会づくりに努めます。

4 人権施策展開への考え方

「人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画」(人権施策推進プラン)については、人権施策の効果的な推進に向けての方向性や展開に向けての考え方が示された『高槻市人権施策基本方針』を具体化するために、その行動計画を明らかにするものです。そこで、基本方針に示された次の8点にわたる基本的な留意事項に基づき、総合的な視点を踏まえた取組みを推進するとともに、「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進に向けて以下の7点の基本方針に示された視点到留意して人権施策を展開します。

(1) 総合的な視点を踏まえた取組みの推進

本市では、これまで女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題などを解決するためにそれぞれの課題ごとに、その問題が抱える固有の経過と状況を踏まえてさまざまな施策を講じ、人権教育・啓発をはじめとする具体的な施策の推進に努めてきました。しかし、現在の人権問題はそれぞれの課題が複雑に絡み合ったり、新たな課題が生じるなど、複雑かつ多様化してきています。このため、これまでのように課題ごとの施策だけでは十分に対応できなくなっています。人権侵害への直接的な対処のみならず、社会的な機運の醸成や市民・企業等の意欲を喚起し、生かしていくための基盤づくりなど、人権問題の解決に共通する観点による総合的な取組みを展開します。

ア 人権問題は現象面だけではなく周辺の要因も含めて考える

人権施策を検討するにあたっては、人権問題を現象面だけで捉えるのではなく、社会的背景や構造的な要因など、その周辺にあるものも含めて総合的に考えながら施策を推進します。

イ あらゆる立場の人々の視点で考える

子ども、高齢者や障害者など、誰もが生活しやすいまちづくりを目指し、すべての施策を検討するにあたっては、人権問題の当事者の声を吸いあげ、それを施策に生かしていく柔軟かつ摂取的な行政システムを構築します。

ウ それぞれの施策の組み合わせによって人権の取組みが進展することに留意する

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人の問題など、人権問題はすべての問題にかかわる数多くの要因を含んでおり、個別の領域だけでなく、複数の領域に関連することが多いので、それぞれの施策が関連し合って、人権尊重の取組みが進展するという認識に立って施策を推進します。

エ 国内外の取組みの動向を把握する

人権に関する取組みは、国連や各国の動向、国における法律等の制定の推移、他の自治体の動向など、常に変化しており、これらの動向をも的確に把握した上で、連携を図りながら人権施策を実施します。

オ 社会情勢の変化と人権問題とのかかわりを意識する

バブル経済の崩壊や少子・高齢社会の進展など社会情勢の急激な変化は、人間関係の希薄化を招き、人権問題に少なからず影響があるため、社会情勢の変化を敏感に捉えた上で、市民の生活実態に即した取組みを行います。

カ いままでの枠にとらわれずに施策等を点検する

既存の施策の効果等を既成観念にとらわれず新たな視点で点検し、見直しを図るとともに、既存の法令・制度等についても人権の視点から点検を進め、問題点があればその改善に向けて国等に働きかけを行います。

キ プライバシーと人権問題のかかわりを考える

プライバシー保護は人権を守る上で最も重要な要素の一つですが、プライバシーにかかわることであっても、子どもの虐待や高齢者の人権問題などのように、早期の情報提供が必要な場合は、的確な判断を行いながらその対応に努めます。

ク 公共性の観点を踏まえる

他の人の人権や公共の利益に対する配慮をしないで自分の人権だけを主張することから、当事者双方が自分の人権を主張し合う「人権と人権の衝突」と言われる問題などさまざまな問題が生じている中、人権の尊重の理念には、他の人の人権や公共の利益との調和を図ることが欠かせないことから、公共性の観点を踏まえて人権施策を推進します。

(2) 「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進

「人権」という共通する観点を意識した効果的な人権施策の推進を図るため、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進、人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築、社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成を大きな3つの柱として総合的な人権施策の体系化を図ります。こうしたことに合わせて、市民やNPO、事業者等の多様で多角的な社会参画を通じて、社会の連帯の力で、その取組みを進めるとともに、人権施策を効果的かつ効率的に推進する観点から、「公」と「民」との適切な役割分担を確立し、行政と市民等との新しいパートナーシップを構築していかなければなりません。また、人権尊重の理念を社会に広く浸透させていくための、市民等の人権にかかわる事業展開への意欲に結びつける条件整備に努めます。

ア 豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進

市民が主体的に推進していくことや、参加・参画できるいろいろな機会の活用・拡充を図るなど、市民の年齢層や生活様式に応じた教育・啓発手法の検討を行います。また、日常の活動の中で主体的に人権問題に取り組むことのできる環境づくりを進め、啓発機会や情報提供などの充実とともに、市民、企業が実施する啓発活動や研修会などに対しても協力・支援に努めます。

イ 人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築

本市においても、市民の人権を擁護する使命を担っており、国等の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。現在、実施されている人権、女性、子ども、福祉や教育などの分野ごとの相談については、迅速かつ適切に対応する体制の整備に努めるとともに、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談機能の強化を図るなど、複雑かつ多様化する人権問題に対応するため、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

ウ 社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成

行政だけで人権問題の取組みを進めるには限界があるため、社会全体で人権問題に取り組むという合意が必要であり、市民や地区コミュニティ組織、NPO、企業等の多様な参加・参画を通じて、社会の連帯の力で人権施策を支え、効果的かつ効率的に推進していく観点からも、行政と民間との適切な役割分担を確立し、行政と市民等とのパートナーシップの構築に努めます。

エ 目的を明確にし、計画的かつ総合的な推進と施策の評価及び具体的目標値の設定

人権施策を体系的・計画的に進め、効果をより高くするため、個別の人権課題について、推進計画等の策定に努めます。また、市民の満足度なども考慮し、施策の達成度を評価できる、わかりやすい施策指標の研究・開発の検討を行います。

オ 市民意見の的確な把握

施策の検討や推進にあたっては、現状の的確な把握と市民意見の把握は欠くことができないことから、特に、女性、子ども、高齢者など人権侵害を受けても声を上げにくい市民の意見の収集に努めます。

カ 人権問題の調査・現状把握の実施

人権問題の解決に向けて効果的な施策を進めるため、課題を的確に把握し、その状況に応じた取組みを行うと同時に、人権意識の現状や啓発のあり方を探るため、人権意識調査を実施し、市民の人権意識の把握に努め各種施策に生かします。

キ 交流環境等の充実

障害者問題であれ、高齢者問題であれ、人権啓発はともに学び、ともに活動していくという点にもっと注目し、「問題を知る」という状態から、一歩進んで「問題にかかわる」という意識を培うためにも、市民同士の交流や立場の違う者同士が交流していくことが必要であるため、人権に関連してさまざまな分野で活動する団体相互の交流や情報交換等の機会の拡充を図るなど、交流環境の整備について検討を行います。

5 行動計画の期間

この行動計画の期間は、平成 17 年度(2005 年度)を初年度とし、平成 26 年度(2014 年度)までの 10 年間として、長期的な視点に立ち継続的に取組みを進め、国内の社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向等にも適切に対応します。

また、『高槻市人権施策基本方針』についても適宜見直すとともに、本行動計画についても、市民意識調査などにより人権意識の的確な把握に努め、現在の第 4 次高槻市総合計画が最終年度を迎える平成 22 年度(2010 年度)を目途として、その見直しを行います。

6 行動計画のフォロー体制

庁内においては、高槻市人権擁護推進本部において行動計画における取組み状況を把握するとともに、その人権施策の実施状況や進捗状況等については高槻市人権施策推進審議会において毎年定期的に点検し、その結果を以後の施策に適正に反映させるなど、行動計画のフォローアップに努めます。

第2章 行動計画策定の背景

1 高槻市における人権問題の現状と課題

～第4回人権意識調査から明らかになった人権意識の現状と課題～

(1) 女性の人権について

今回の調査では、「女性の人権」への市民の関心がそれほど高くはなく、女性は「女性問題」に一番関心が高かったが、男性は8番目であって、人権課題の中で一番男女の差があった課題でした。女性の一番の関心課題は「女性の人権」、次に「高齢者の人権」、「子どもの人権」と続きます。男性は、高齢者や子どもの人権についてあまり男女差はなく、特に女性問題に対しての男性の関心が低い結果となりました。同様に「家庭内における暴力(DV)(注:4)」についても、女性の関心度(22.8%)と男性(16.5%)と差があり、男性の関心がそれほど高くないことが課題となります。

また、女性に関してどのような人権上の問題があるかについては、職場での格差性別意識の強制 痴漢等が女性の人権問題とする認識には男女の差はありませんが、「DV」を人権侵害とする認識は女性25.7%、男性15.8%と最も差が大きく、「ヌード雑誌やこびた広告」への批判も女性17.1%、男性12.8%と認識に差があります。女性の側から、何が問題なのか、どうすればよいかを提案することによってこの格差を縮小することが求められます。

女性の人権を守るために何が必要かについても、男女の認識に違いがあります。全体では「保育施設の充実等で男女ともに安心して働けるようにする」が圧倒的に多く、次いで「格差是正を事業主等に働きかける」等となっています。女性では「保育の充実等で男女ともに」が65.1%とひときわ高くなっており、次いで「男性自立」と「介護制度充実」が上位となり、女性が具体的な制度の拡充を期待する結果となっています。人権侵害を受けたときにどう対応するかについても、女性は「身近な人に相談する」、「相手に抗議する」となっています。また、公的機関に相談しない理由として、女性は「どこで受けてもらえるのかわからないから」(41.4%)と答えており、女性の人権問題の多くは家庭で、身近な人間関係の中で起きることが多く、自分たちの努力だけでは容易に解決しない結果、SOSに効果的に対応できる相談体制と広報の充実を徹底すると同時に、保育や介護の施策を早急に具体的に充実することが期待されています。

(2) 子どもの人権について

「子どもの権利条約」批准直後の平成7年(1995年)に実施した本市の意識調査では、条約自体を「知っている」、「少し知っている」を合わせた数値は27.2%にすぎませんでした。今回の調査においても「子どもの権利条約」をめぐる意識は、「出生によって差別されない権利」を除いてほとんど変化がなく、「子どもは権利の全面的主体」という条約の根本的意識が定着したとは言い切れない結果が確認できます。また、「子どもだから権利が制限されるのは当然である」ということではなく、子どもも権利の主体であり、「子どもの最善の利益」のことを考え、そのためには権利ということがどうあるべ

きなのか、特に親子関係の中で考えてみる必要性が、今回の調査結果からもうかがうことができます。

さらに、子どもの人権上の共通課題としてどのようなものが意識されているのかについて、「いじめ」「いじめの傍観」「体罰」「暴力的虐待」「意見無視」「プライバシー侵害」「放任としての虐待」「児童買春」などの9課題から尋ねましたが、そのうち、「いじめ」と「虐待」と「児童買春」に関心は集中しています。本市の特徴としては、「虐待」についての相談経路に占める小・中学校の割合が高いこと(全体の33.0%)で、その一方で近隣知人の相談が少ないことが統計上からうかがえます。虐待は多くの人々の情報や連携で防ぐ事ができる部分もあり、住民がこの問題により関心を示し、行動を起こすことができるような啓発活動を検討していく必要があります。子育ては社会全体の問題です。すべての子どもが安心して安全に暮らしていける地域は、住民一人ひとりにとっても、住みやすい地域になるはずです。学校教育の取組みのみならず、市民一人ひとりが子どもの人権を守るために必要なことやできることを考えるような学習を行うなど、地域での取組みがこれからの課題です。

(3) 高齢者の人権について

今回の調査報告で高齢者に関する人権上の問題についての結果を見ると、その特徴としては、男女別で見ると、男性は女性に比べて「就職が困難であったり、賃金などの労働条件で不利に扱われる」や「長年培ってきた知識や経験を活かす場がない」などが多く、女性では「賃貸住宅への入居を断られる」や「病気になったとき十分な介護・看護サービスが受けられない」といった生活に密着した問題に関心を寄せる傾向が顕著に見られます。高齢者の人権上の問題に関しては、男女それぞれが受止める傾向に違いが見られるとともに、健康な高齢者もいれば、介護が必要な高齢者もいるといったようにその実態は多様であり、こうしたことを十分踏まえておく必要があります。

次に、高齢者の人権を守るために必要なことについての調査結果を見ますと、男性には就職機会・働く場などの項目が高いのに比べて、女性は認知症など調査や施策、公共機関のバリアフリー(注:5)、異世代間交流、福祉サービス、利用施設の充実など、どちらかと言えば生活者としての視点からソフト面へのニーズが高くなっています。

特に人権問題を問う場合、高齢社会に伴う高齢者問題が深刻な社会問題、重要な政策課題として浮上するようになりましたが、その最大の要因がむしろ開発の進んだ先進国等「豊かで便利」になった社会から派生して来たものであると指摘されています。高齢者に伴う生きがいや人権問題、その福祉課題は今までのような単なる「豊かさ」や「便利さ」だけでなく、人権問題にはもっと深い洞察と当事者を取り巻くよりきめ細かい対応が求められています。

(4) 障害者の人権について

障害者問題について、前回との比較では、ノーマライゼーション(注:6)を否定的に見る意見が3.4%減少し、ノーマライゼーションの推進を肯定する意見が2.8%増加していますが、国際障害者年からはすでに20年以上も経過している現在、もう少し社会全体の認識として定着していても良いとも言えます。男女別では男性(66.6%)より女性が優位(73.3%)にでており、女性の意識の高さが目立ちます。また、年齢別で眺めると、ノーマライゼーションの考え方に対する理解はトータルで一番高いのは40歳代、次いで50歳代、続いて30歳代の世代に集中しており、これからの時代を担う若い世代への浸透が求められます。

今回の調査で、障害者に関して現在どのような人権上の問題があるかについては、「人々の障害者に対する理解が足りないこと」(55.5%)、「就職や職場で不利な扱いをすること」、「人権上の配慮を欠いた差別的な言動をすること」と高い順になっています。男女別を見るとさほど大きな差は認められず、年齢別でも各項目にはさほど大きな格差はありませんでした。

また、障害者の人権を守ることにに関する設問で、最も多かったのは「就職機会や働く場を確保する」(49.9%)、次いで「本人の意思に基づいて生活できるように支援する」、「早い時期から障害者理解を深める保育や教育を行う」などの順となりました。男女別を見た場合、ここでも男女間にはさほど大きな差は見られませんが、年齢別で見た場合は、若年層が低く、どちらかと言えば高年齢層に出ている項目としては、「就職機会や働く場を確保する」などとともに、このような傾向が認められる項目には、「障害者のための人権相談や電話相談を充実する」、「障害者の人権を守る教育・啓発広報活動を推進する」等があり、高年齢層を中心として関心を示す傾向が認められます。

(5) 同和問題について

今回の調査において同和問題を認識した経路と時期については、「家族等」、「学校の授業」などの回答が高位となり、前回の調査とほぼ同じ結果になりました。年齢別に見ると、「学校の授業」が20歳代(76.5%)、30歳代、40歳代と高くなっていますが、50歳代以降は圧倒的に「家族等」からが多くなっています。「学校の授業」で認識するという傾向は、10歳代では、40歳代から20歳代にかけて若くなるほど減っていた「家族等」が増え、「学校の授業」が減っています。10歳代の人々は、平成14年(2002年)3月に特別法(地対財特法)が失効したことや、平成7年(1995年)から開始された「人権教育のための国連10年」との関連で、同和問題学習が人権教育に大きく転換した時期に教育を受けた人々であり、同和問題との出会いに占める「学校の授業」の減少傾向については検討が必要です。

また、人権問題についての関心を尋ねたところ、11の選択肢のうち関心が高い順で見ると同和問題は10番目であり、従来から同和問題を啓発してきた経過から考えると、同和問題に対する関心がきわめて低い結果となっています。次に、同和問題に対する考え方について、前回調査と比較すると「共感的理解」が26.5%から18.8%に減少し、同和問題に対して無関心な人と考えることができる「特にない」(14.9%)という選択肢

を加えると、特に共感的な関心が減少していると言えます。

現在、同和地区の生活環境は改善が進み、平成 14 年(2002 年)に同和対策事業は原則的に終了しており、同和問題に対する関心が低下する傾向にあります。民主主義の根幹にかかわる課題であるといった広い視野の中で、「解決への協力」が増加するような学習を展開する必要があります。同和問題の解決策については、「教育・啓発」が行政側の課題としてもっとも必要とされており、その内容や質の充実が求められます。

また、同和問題の現状がどのような状態であり、解決策として何を目標しているのかという現在の具体的な情報を提供することにより、同和問題の解決策が市民一人ひとりの生活の質の向上に影響していることを示していくことが求められます。

(6) 在日外国人の人権について

本市では、平成 17 年(2005 年)1 月末現在で外国人登録者数は 2,867 人を数え、国籍は 54 ヶ国にもなり、「外国人」人口の増加に伴い、今後は異なる民族的・文化的背景を持つ者がどのように共存し共生するのかが、我々の住む社会や地域にとって大きな課題となっています。今回の調査では、「人権に関する事柄について関心のあるもの」を尋ねている中で、「在日外国人の人権」についての市民の関心は低くなっています。男女別では、男性(14.6%)が女性(7.4%)よりも高い関心を示しており、年齢別で見ると若い年代 10 歳代、30 歳代の方が、高齢者 60 歳代、70 歳以上より関心を持っていることがわかります。

次に、「外国人労働者を受け入れると治安や風紀が悪くなると思う」に関しては、前回の調査では、半数近くの人(44.9%)が同意していたのに対して、今回の結果は 28.6%に激減しています。また、同意しない人の割合は前回は 25.2%であったのに対して、今回は 37.0%と大幅に上昇しています。グローバル化が進行する現代において、「日本人」とは異なる民族的・文化的背景を持つ多様な人々によって構成される社会へと移行しています。異なる文化的背景を持つ人々を排除したりするのではなく、異なる文化を尊重し受け入れることによって、新たな文化やルールづくりに向けての努力が必要です。

多文化共生社会の形成に向けての試金石となるのが外国籍住民の人権保障であり、すべての人が社会の平等な構成員であるという前提に立ち、社会的な諸権利(例えば、教育を受ける権利、年金などの社会保障)に関して、国籍や民族的・文化的背景などにかかわらず、誰もが対等に扱われなければなりません。地域社会がますます多国籍化・多民族化する状況にあるものの、地域住民の在日外国人の人権に関する意識はかならずしも高いとは言えない調査結果となっています。内外人平等(注:7)の原則をさらに徹底し、外国籍住民の人権保障に向けての積極的な取り組みへの展開が課題です。

(7) 性的マイノリティの人権について

今回の調査で、性的マイノリティとされる人々に関してどのような人権上の問題があるかについて、最も多いのは「性的マイノリティへの正しい理解が得られていない」で、次いで「人格を否定されること」、「興味本位で見られ私生活の平穏が保てなくなること」

の順となりました。注目すべきは年齢別での差異で、人権上の問題について「わからない」とするのが10歳代から30歳代では10%前後にとどまるのに対して、50歳代では19.2%に増加し、70歳以上は37.3%となっており、年齢層が上がるに従って性的マイノリティが置かれている状況への認識が乏しくなっています。「興味本位で見られ私生活上の平穏が保てなくなることをあげているのが年齢層によって大きな差異がないのに対して、「性的マイノリティへの正しい理解が得られていない」、「人格を否定されること」などは年齢層が上がるに従って減少しており、中高年層は性的マイノリティが興味本位で捉えられている現状は認識しているが、人格的、差別的側面への問題意識は若年層と比較して乏しい結果となっています。

また、性的マイノリティとされる人々の人権を守ることにについて、最も多いのは「理解を促進する教育・啓発広報活動を推進する」で、次いで「問題に対応するためのカウンセリングを行う」などとなっており、男女別で大きな差異は認められないのに対して、年齢別では顕著な差異が現れています。若い年齢層は、性的マイノリティの人権問題を社会全体で理解し、制度や環境の整備を図ることにより改善していくべき問題であると捉えているのに対して、高い年齢層は当事者本人の医療や相談により解決していくべき問題と捉える傾向にあります。今後とも、中高年層を含め、性的マイノリティへの理解を促進する教育・啓発広報活動を推進していくなど、性的マイノリティとされる人々が社会参加しやすい環境づくりに努めていく必要があります。

(8) 人権問題について

今回の調査の中で、「差別的な言動に直面したときにどのような対応をするか」という質問について、「差別にあたるからよくないと注意を促す」が約4分の1にとどまり、「表向きは話しを合わせつつ、差別はいけないと伝える」、「人間関係が気まずくなると困るので何も言わない」などの回答合計で約15%となります。年齢別の集計を見ると、まだ社会経験が十分でない10歳代では「注意を促す」と答える者は3割を超えます。ところが20歳代から40歳代では「注意を促す」とする者は少なくなり、50歳代以上になると再び「注意を促す」とする者が多くなります。また、男女別では、女性の方が注意を促すと答える割合が少ないのも、女性が人間関係に敏感であり、かつ、男性と比べて地位や権力において弱い立場に立たされている現実が浮き彫りになります。このような事情は、「人権侵害を受けたらどのように対応するか」についての回答でも見ることができ、やはり女性が人権侵害に対して抗議しづらい立場に置かれ、高齢者層についても、職場や地域、家族の中で他人の行動について口を出すことは厭わなくても、いざ自分のこととなると大変弱い立場に置かれることがわかります。

また、身元調査に関する質問では、例えば同和地区出身者に対する身元調査では、10歳代、20歳代では否定的な意見が多く、60歳代、70歳以上では肯定的な意見が多いが、その間の30歳代から50歳代ではほとんど意識に変化がありません。この層は戦後の同和教育の発展がもっともめざましかった世代ですが、身元調査に対する意識が変わらないことは、自分の子どもの結婚が現実問題の立場にある層に対しては、身元調査に関する従来の教育や啓発の効果は非常に乏しいということになります。

人権に対する行政の役割については、「行政は介入しない方がよい」とする意見はわ

ずか7.4%にとどまり、直接・間接の違いはあるけれども何らかの関与を認める意見は70%弱に達しています。しかしながら、当事者、被害者支援については行政の公平性の原理が壁となって、行政には十分なことが出来ず、NPOをはじめとする市民活動の方がきめ細かく対応できるという事態が明らかになってきた今日においては、市民の自主性に基づく活動の重要性が市民の間に意識されはじめていることも、調査結果は示唆しています。

さらに、「市の広報・啓発冊子」「研修会・講演会」など地域が主体となったメディアや情報提供の機会は重要な役割を果たすものです。その意味で市民がこうした地域メディアの効果について低い評価を下している現状は、地域メディアがその役割を十分に果たしていない現状を示しています。地域メディアの弱さは特に若年層で顕著であることが調査結果からわかります。顧客満足度や普及率などをこまめに把握してその効果を高める努力が必要です。

最後に、人権学習などにおいて学習者に提供する新鮮な内容は、高い学習効果をもたらすことにつながりますが、今回の意識調査で人権・差別問題学習の感想についての回答の中で、「さらに学習したいと思った」と答える市民は、わずか2.1%であった現実を十分に認識する必要があります。今回の調査において、年齢による学習効果の違いが出ていることの原因は、人権学習の機会も増え、社会経験も増える成人・高齢者のニーズに十分に答えられておらず、これまで行われてきた人権学習が、学習意欲そのものをどれほど活性化するものであったのか、あるいは成人・高齢期の学習者のニーズに十分応えるものであったのかなどの検討が必要です。

2 高槻市における人権教育・人権啓発の現状と課題 ～ 前行動計画から明らかになった課題と今後の方向性～

(1) 「第三次人権啓発計画」の展開と今後の方向性

「人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画」の部門別計画である第三次人権啓発計画については、過去からの 2 次にわたる人権啓発計画に基づく本市独自の先進的な取り組みを継承し、さまざまな人権施策を推進してきました。そこで、第三次人権啓発計画を実施してきたことにより、第二次人権啓発計画の総括並びに第 3 回人権意識調査から明らかとなった諸課題を今回の第 4 回人権意識調査などの調査結果などと関連づけながら検証することにより、次の諸点に総括することができます。

ア 人権啓発事業全般に関しては、今回の第 4 回人権意識調査の結果、本市の施策・事業の認知度について「どれも知らない」が 34.2%もあり、人権啓発事業の認知度の低さについて、前回の調査から指摘された課題が依然として残されており、多くの市民が参加できるような手法の開発や学習機会の拡大などが必要です。

一方、啓発の具体的なあり方については、講演会などの啓発事業において、過去 5 年間の講演会等への参加者数を見ると、概ね、それぞれの事業について一定以上の参加者があり、第二次人権啓発計画において指摘された課題は、内容等を工夫して実施してきた結果、一定の改善が認められますが、その実施方法に関しては、人権啓発の手法が一方的に学ぶ形態のものが多く、知的理解にかたよりがちであり、参加型学習を多く取り入れるなど、啓発の方法等の検討が必要です。

その他、地域社会における学習においては、人権啓発推進協議会の充実を目的に支援を行い、市民団体による人権草の根活動の促進が図れましたが、引き続き、単位会未結成校区の結成などへの支援が必要です。

イ 公務員の研修については、職員の豊かな人権感覚を育むために、各種研修会等が実施されてきましたが、職員は職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、人権に配慮した職務が遂行できるよう、引き続き人権研修や日常の業務に即した研修を各職場においても実施していくことが必要です。

ウ 行政と関係機関・団体との連携を強化することについては、関係団体と連携して啓発事業の実施や人権関係団体の支援に努めてきましたが、さらなる自主的活動の促進とそれぞれの役割を踏まえたネットワーク化が課題となっています。また、行政内部での連携の強化に関しては、人権擁護推進本部、人権啓発幹事会等において、今後ともあらゆる行政分野の連携による総合的で実効性のある人権施策を推進するため、庁内の横断的な組織の充実を図り、全庁的な組織の活性化に努めていく必要があります。

エ 女性問題については、現在、平成 8 年(1996 年)6 月にオープンした女性センターを拠点とした講演・研修会など、過去 3 ヶ年の主要 7 事業の参加状況を見た場合、10 歳代は 30 人、20 歳代は 58 人、30 歳代は 46 人、男性は 24 人となりました。課題と

して指摘された 20 歳代、30 歳代の女性及び男性の参加が依然として少なく、今後とも一層の努力が必要です。また、固定的な性別役割分担意識の解消や、価値観やライフスタイルの多様性を互いに認め合う社会の実現に向けて、現在「お父さんのためのクック&子育て講座」「男性セミナー」「父と子の簡単クッキング教室」など男女共同参画の視点から、男性の参加とともに小学生の参加に道を開くなどの工夫をしながら講座等が実施され、啓発パンフレットの発行などが行われていますが、今後も時機に応じたさまざまなテーマで講演会を実施するなど、引き続き情報提供及び啓発活動への取組みが必要です。

オ 子どもに関する問題については、「子どもの権利条約」に関する問題が第 4 回人権意識調査の課題でも指摘されており、今後は、子どもの参画を得る中で、子どもの権利の保障を図ることを目的とした、より具体的な実効性のある取組みが課題となっています。

カ 高齢者問題については、高齢者施策・制度等に関する情報提供を目的に、福祉講習会等へ要請に応じて講師の派遣を実施しましたが、高齢者の人権に関する視点が弱く、テーマも含め講習内容に課題があるため、人権の視点の強化に向けて検討するとともに、高齢者の問題を人権問題として考えていく視点の醸成が必要です。また、積極的に社会参画を求める高齢者自らが、その役割を担うことのできる場・機会等の提供が求められます。

キ 障害者問題については、今回の調査において、「障害者の暮らし方について」聴きましたが、ノーマライゼーションの肯定派は 70.2%で、その否定派の 24.5%を大きく上回っており、こうした傾向をさらに推進していくためにも、障害者の社会生活の支援などを目的に、講演会・講習会の実施や情報誌の発行、相談機能の充実を図るなど、今後も障害者施策・制度・その他の情報発信に努めることと併せ、ノーマライゼーションの理念に基づいた障害者雇用の促進に向け、市内事業所等に対して啓発活動の継続が必要です。

ク 同和問題については、平成 12 年度(2000 年度)において実施された同和問題の解決に向けた実態等調査の中で、被差別直接体験のあるものは北摂地域で 29.3%あり、このうち結婚のことで差別を受けたと回答した者は、21.1%となりました。大阪府全体では夫婦の「一方が同和地区出身者」の場合、結婚にまつわる被差別直接体験者は 34.5%にのぼっているなど、同和問題などに対する「差別はまだある」現実が存在しています。また、「学校、職場及び地域で、同和問題についての学習を受けたことがありますか」の調査項目の結果を見ると、学習を受けたことがあるとの回答を寄せた人は、51.7%となっており、小学校から大学での受講経験が 68.3%、一般市民対象の講座などで受けた 6.3%、職場の研修で受けた 13.3%などの結果となっています。全体的に見た場合、より多くの対象に対する研修の実施が進展している傾向は調査結果からも読み取れますが、の結果から判断して、第二次人権啓発計画の総括に示された地区コミュニティ、事業所などではまだまだ一部にとどまっており、

引き続き取組みが必要です。

ケ 在日外国人問題については、今回の第4回人権意識調査において、「在日韓国・朝鮮人が本名と通名のどちらを使うべきか」について前回調査との比較を行っていますが、通名を名乗るほうがよいとの回答は11.7%、異なる文化や名前を認め合う社会にすべきだとの回答者は77.5%となっており、共生社会の実現に向けての傾向が読み取れる結果となっています。こうした傾向を踏まえ、国際化施策と在日外国人施策の方針策定に取組むとともに、行政間の連携を強化する中で、在日外国人の声を行政に反映させるために意見交換の場の設置に向けての検討など、在日外国人がより安心して快適な生活が送れるよう日常生活パンフレットの作成などの情報提供を行うことが必要です。

コ 新たな人権問題として指摘された点については、エイズ(注:8)などの感染症の疾病の問題、精神疾患などの疾病の問題、ハンセン病(注:9)の問題、性的マイノリティの問題などについて、正しい知識の普及や理解の促進を図るため、講座等によりその取組みが進められていますが、引き続き、知識不足や理解不足による偏見や差別の解消に向けての取組みが必要です。

(2) 高槻市教育委員会「人権教育のための国連10年」行動計画の展開と総括

高槻市教育委員会では、「人権教育のための国連10年」の行動計画に基づき、市民一人ひとりが、学校園、家庭、地域社会、職場などあらゆる場ですべての人とお互いを尊重し合いながら、ともに生きる社会を実現し、人々の生活に「人権文化」を根づかせるよう努めてきましたが、これらの行動計画により、さまざまな事業がどのように展開されてきたかということを明らかにします。

ア 学校園における人権教育の現状と課題について

(ア) 人権教育の領域別について

a 子どもの人権については、各校園内研修会等で教職員の共通理解を深め、学校教育全般を通じて取組んだり、「子どもの主張大会」、「子ども会議」等子どもたちの主体的な活動を通して人権意識の育成、高揚に努めてきました。これまでの人権侵害事象が提起する課題や、その他のさまざまな課題を学校園全体のものとして教訓化し、今後も、組織的な対応の強化を図っていくとともに、子どもの発達段階を踏まえた人権教育を学校教育のあらゆる場で取組む必要があります。

b 同和教育については、同和問題解決に向け正しい認識を持ち、理解を深めるために子どもの発達段階に即し、フィールドワークやワークショップ(注:10)等参加体験型学習を取り入れるなど指導方法・内容等に工夫改善を図りました。また、さまざまな人権問題解決に向かい、理解を深めるための基本となる確かな学力の向上を目指し、小・中連携授業、チームティーチング、少人数授業、学力実態調査等に取組んできました。

た。平成 14 年(2002 年)には同和対策事業が原則的に終了していますが、これは同和問題の解決を意味するものではありません。子どもたちが同和問題を正しく理解し差別意識や偏見をなくすためには、身近にある差別や人権問題に気づき、それを解決するスキルや態度を育てる人権・同和問題学習に取り組む必要があります。また、子ども自身のエンパワーメント(注:11)を重視し、自尊感情を育むとともに、価値観や考え方の異なる人たちとの出会いを大切に、相互に学び合うことによって互いに人権意識を高めあい、豊かな人間関係を築く教育を行う必要があります。

- c 男女平等教育については、男女共同参画社会の実現を目指し、各校園内研修会等で教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒には「こころのノート」「すばらしい成長」等副教材やパンフレットを活用し、性教育、セクシュアル・ハラスメント(注:12)、メディアリテラシー(注:13)等の問題も含め、各校園で発達段階に即した取り組みを行いました。今後は、「たかつき男女共同参画プラン」を踏まえ、実践の交流や指導方法・内容等の工夫改善を図っていく必要があります。
- d 障害児教育については、養護学校、養護学級、通級指導教室の施設設備の整備と充実に努めるとともに、新たな課題への対応として、特別支援校内委員会を全校に設置し、通常学級に在籍する特別な教育ニーズを必要とする児童生徒を把握し、巡回相談等支援体制の整備を図りました。また、「個別の指導計画」を作成し、障害のある児童生徒の特性を理解し、個別の課題に応じた支援を行いました。障害者理解については、参加体験型の取り組みを行い、子どもたちの理解は深まりと広がりが見られました。今後は、知的障害をテーマにした障害者理解の取り組みの充実、特別支援教育の支援体制の整備、就学前から卒業後も含めた支援の充実のための庁内他部局・関係機関と連携を深めることが求められます。
- e 在日外国人教育については、近年の社会の国際化の進展に伴い、多文化共生・国際理解の視点を持った国際社会に適応しうる子どもたちを育むため、各校園で総合的な学習の時間、道徳、特別活動等の時間において、豊かな人権意識を育むことと多文化共生の教育を基盤に据えて取り組みました。また、さまざまな研究・実践・交流を進めることを目指し、平成 12 年度(2000 年度)より「中学校区国際理解教育推進事業」、平成 15 年度(2003 年度)からは「中学校区多文化共生・国際理解教育推進事業」として発展させ実施しました。今後は、各校の実態や地域の実情に応じて一層取り組みを進め、中学校区等においてその交流を図るとともに、さらに内容の充実に努める必要があります。また、海外帰国児童生徒や渡日児童生徒等日本語指導の必要な児童生徒を対象に母語を用いた支援を行うため母語に堪能な日本語指導協力者を派遣することにより、学習や学校生活の適応を促進しました。このことについては、今後も取り組みを継続的に実施する必要があります。
- f 環境、平和、H I V(注:14)、いじめ、不登校、虐待、メディアリテラシー等さまざまな新しい人権問題については、各校園内研修会等で教職員の共通理解を図り、総合的な学習の時間、道徳、特別活動等の時間において環境・福祉・情報等の分野で取組

んできました。今後は、課題別担当者の明確化や、各学校園における取組みの交流、指導方法・内容等について一層の工夫改善を図る必要があります。

(イ) 地域社会に開かれた学校園づくりについて

総合的な学習の時間をはじめとしてさまざまな教育活動において、保護者や地域社会の人材を活用する取組みが行われ、学校園と地域住民との交流が促進されました。地域社会に開かれた学校園づくりを進めていくことによって、子どもたちにとっても、魅力的な学習活動が展開され、家庭や地域社会の教育力の向上に大きな効果をあげてきています。また、学校教育自己診断や学校評議員制等の取組みが全校で実施されていますが、今後も保護者や地域に学校園の取組みをわかりやすく説明したり、出てきた意見を学校園へ反映させたり、3者が連携し合って効果があげられるよう取組みを進めていく必要があります。平成12年度(2000年度)より実施した地域教育協議会の活動は、地域社会の中でも子どもを育てていこうという意識を培ってきました。今後は、協議会間の交流や連携をとりながら、子どもたちが参加・参画する企画など活動の活性化に努め、地域の教育力の向上を図っていくことが必要です。

イ 家庭、地域社会における人権教育の現状と課題について

(ア) 第3回高槻市人権意識調査から明らかになった課題について

第3回高槻市人権意識調査では、人権研修会の未参加者への対応や教材の開発及び手法の工夫などが課題になっていましたが、体験学習を取り入れたり、わかりやすく学べる保護者用啓発冊子として人権学習資料集(第1集・第2集)を発行するなど、創意と工夫を重ね効果をあげてきました。しかし、第4回高槻市人権意識調査では、人権に関する集会や行事への認知度が不十分であることなどから、学習会等の情報提供の方法や人権教育・啓発の手法・内容について検討していく必要があります。

(イ) 社会教育における人権啓発について

- a 社会教育団体に対しては、リーダー養成研修の1コマに人権研修を組み入れ、人権啓発に努めました。しかし、性別、障害の有無、国籍、言語、価値観や文化などの違いを理由にした差別がいまだに見られることから、団体間の交流や市民同士の交流を推進して、相互理解に努めていく必要があります。
- b 人権尊重をまちづくりの基本に位置づけ、自主的な活動を行っている人権啓発推進市民組織については、取組みの成果を全市的に広げたことによって、活動に広がりや深まりが出てきました。今後も市民協働の一環として、自主的・主体的な学習活動等への支援が必要です。
- c 在日韓国・朝鮮人と市民の交流を目的として始まった大野遊祭は、国籍・民族を越えた多文化共生の社会づくりに貢献し、今日では、実行委員会方式による市民レベルでの自主的・主体的活動として開催されています。また、在日韓国・朝鮮人一世を対象にした日本語識字学級や在日外国人児童生徒の活動を支援する地域子ども会につ

いては、一世の高齢化や児童生徒の参加者減少傾向から、今後の活動内容や方法について工夫が必要です。多文化共生・国際理解の社会づくりを目指し、効果的方策により、日本人と外国人がお互いの文化を理解し合い、交流を進めていくことが求められます。

(ウ) 保護者・地域との連携と子育て支援について

幼稚園における子育て支援については、学校園間の連携を強めながら、保護者同士の交流を積極的に行い、子育てに関する情報を提供し、保護者の教育力向上に努めました。また、公民館、学び舎ネット、中学校区及び単位PTAにおいては、子育てや人権に関する学習会などが実施され、青少年交流センターでは、親子交流事業を通して子育て学習を推進し、子育て支援に努めました。児童虐待の問題等を解消し、子どもの人権が大切にされる子育てが行われるよう、関係機関と常に連携をとりながら、子育て支援の充実を図っていく必要があります。

(I) 生涯学習支援について

生涯学習の中に、自ら学ぶ人権学習という視点を浸透させていくために、公民館、図書館、また生涯スポーツの場などにおいて、人権に関する講座や情報などを提供してきました。しかし、参加者の世代の偏りや人数のばらつきがあることから、講座や事業のあり方、広報の仕方に工夫や検討が必要です。今後も市民のニーズに合った現代的人権課題をとりあげながら、学習機会の場や教材等を提供し、人権教育・啓発に生かしていくことが必要です。

ウ 職場における人権研修や推進システムについて

教育センターでは、ワークショップ形式の研修を多く取り入れ、教職員の人権教育研修の充実を図りました。学校における人権教育は、研究指定校を設け、校内の組織的な人権教育推進体制や、特色ある取組み等の成果について市全体へ共有化を図ってきました。今後も、教職員研修や人権教育の推進システムを強化していくために、取組みについて一層の充実を図るとともに、高槻市人権教育推進会議をはじめ関係機関と連携していく必要があります。

また、教育委員会関係のあらゆる場の職員においては、人権教育に熱意ある指導者としての資質・能力の向上が求められることから、職務研修の中に必ず人権研修を位置づけ充実を図っていく必要があります。

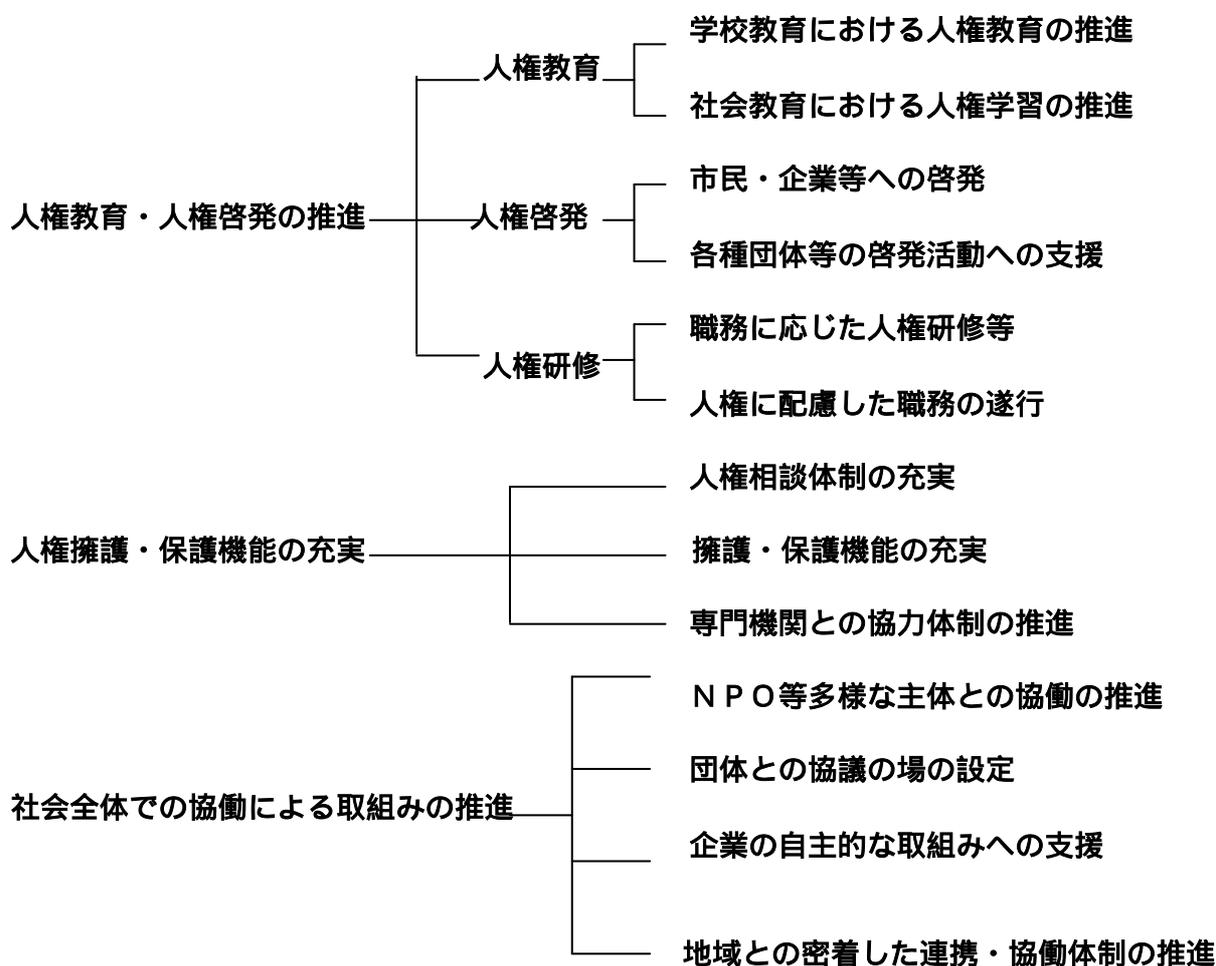
第3章 人権施策の具体的な取組み

1 人権施策の体系

多様かつ複雑性をます人権問題に対応するために、男女共同参画推進プランや第2次障害者長期行動計画など人権施策の推進に関連する他計画との連携を図るとともに、個別分野の枠組みを越えて、「人権」という共通の視点からの取組みを進めるため、豊かな人権感覚を育てていくための人権教育・啓発の推進、人権擁護を推進していくための権利擁護システムの構築、社会全体での取組みを推進するためのネットワークの形成についての3点を大きな柱として、総合的な人権施策の体系化を図ることにより、その取組みを進めます。

【3つの基本課題】

【13の基本的方向】



人権施策の体系に基づき実施する具体的な諸事業(本文22ページから64ページの諸事業をいう。)については、社会経済状況等の変化に応じて、計画期間にかかわらず、事務事業評価などの行政評価手法を積極的に活用し、常に事業効果について評価・点検を行い、事業の創設・統合・廃止・休止なども含め、事業の見直しについては柔軟に対応し、人権施策の効果的な推進に努めます。

2 人権教育・人権啓発の推進

(1) 人権教育

人権尊重の理念を定着させ、豊かな人権感覚あふれる学校や地域社会であるためには、日常生活のあらゆる場面において、人権が尊重された豊かな自己実現が図られていくことが必要です。そのために、学校教育や社会教育を通じて、学校園・家庭・地域社会において、良好な人間関係を構築できるとともに、社会での規範意識の向上が図れるよう、発達段階に応じた人権教育を効果的に進めます。

ア 現状

「人権教育のための国連 10 年」は、人権教育・人権啓発を通して市民の一人ひとりが個人として等しく尊重されるまちづくりを目指し、市民の誰もが人権を自分の問題として受け止め、考え、理解し、行動することの積み重ねによって人権文化を根づかせていけるよう努めてきました。

しかし、さまざまな人権問題をともすれば単に知的理解のみにとどまったり、差別や人権侵害のみと捉える傾向にあり、自分の問題や身近な問題として捉えきれておらず、日常生活での行動につながりにくいこともあげられます。

さらに、これまで進めてきたさまざまな人権問題に対する人権教育が、子どもたちや保護者・市民の学習意欲の向上やニーズにどれだけこたえられたか再検討が必要であると指摘されています。

イ 施策展開の基本的な考え方

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が生きる喜びを感じられる社会をつくりあげていくことは、私たち人類の願いであり責務でもあります。その実現のためには、人々のたゆまない努力で人権文化を根づかせていくことが必要です。人権教育が、さまざまな人権に関する課題解決において果たす役割は極めて大きいと認識し、日本国憲法並びに教育基本法に基づき人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により教育分野の人権教育を進めます。

(ア) 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます。

人権意識を育てるためには、一人ひとりが自分に自信や誇りを持ち、将来に夢や希望を持って自分の目標に向かって前向きに生きていくことが必要です。そのための学習プログラムを開発して、個性を尊重し生きる力を育む取組みを進め、豊かな自己実現を目指す人権教育を推進します。

(イ) 人との豊かなつながりを築く人権教育を進めます。

異質なものを排除し同質化を求めようとする姿勢を改め、さまざまな文化や多様性を認め合う姿勢が大切です。違うことから学び、自分をより豊かなものに高め、人との豊かな出会いとつながりを築く人権教育を推進します。

(ウ) 生涯学習の基礎となる人権教育を進めます。

豊かな自己実現を図り、人との豊かなつながりを築くためには、一人ひとりが人権問題を自分の問題と捉え、主体的に学習を深める中で、人権及び人権問題に対する正しい理解と認識を深めていくことが重要です。そのため、生涯学習体系に学習者のニーズを大切に人権学習を明確に位置づけ、生涯学習の基礎となる人権教育を推進します。

(I) 地域コミュニティとしてのつながりを築く人権教育を進めます。

人々の人権意識を高めるため、学校園・家庭・地域社会・職場など、あらゆる機会と場を通じて学習を進めることが重要です。また、人権感覚豊かな子どもの育成のため、開かれた学校園の中で、地域の人々の積極的な教育への参画の機会と場をつくとともに、互いに連携するネットワークをつくる必要があります。これらの取組みを通して、人権文化が地域社会に根づく人権教育を推進します。

(オ) 学校園・家庭・地域社会・職場において人権教育の熱意ある指導者の育成を図ります。

人権教育を推進するために、人権及び人権問題に関する認識と実践力を身につけた熱意ある指導者の育成が必要です。教職員をはじめ保護者、地域コミュニティ指導者、グループ・サークルリーダー等、人権教育の推進者となる熱意ある指導者の育成に努め、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしを豊かにしていくための人権教育を推進します。

以上の基本方針に基づいて、教育の主体性を保ちつつ、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係機関及び諸団体とそれぞれ役割を分担しながら、一層連携して人権教育を効果的に進めます。

ウ 施策の体系

| 基本的方向 | 課題 | 課題別施策 |
|-----------------|------------|----------------------|
| 学校教育における人権教育の推進 | 人権教育の充実・推進 | 人権教育の推進 |
| | | 子どもたちの自主的な活動の拡大 |
| | | いじめ・不登校に対する対応 |
| | | 人権教育の推進システムと教職員研修の充実 |
| | | 家庭・地域との連携 |
| 社会教育における人権学習の推進 | 人権学習の充実・推進 | 人権啓発講座等の実施 |
| | | 情報提供活動等の充実 |
| | | 社会教育団体等の支援 |
| | | 家庭教育の推進 |
| | | 多文化共生・国際理解教育事業等の推進 |
| | | スポーツ振興による人権啓発の推進 |
| | | 図書館活動による障害者支援 |
| | | 青少年の健全育成 |

【基本的方向】 学校教育における人権教育の推進

【課題 1】 人権教育の充実・推進

対象者の発達段階にに応じて、人権意識を高めるための教育の指導方法に創意工夫を凝らすなど、学校教育活動全体を通じて人権尊重意識を高めるため、人権尊重の精神を育むための教育を充実・推進します。

【課題別施策1】人権教育の推進

【課題別施策】人権教育の推進(所管課：指導課)

同和問題、障害児教育、在日外国人問題、男女平等教育、性教育、メディアリテラシー等さまざまな人権問題に関して学校園での取組みの充実を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------------|---|---|-----|------|------|------|------|------|
| 人権教育推進事業 | 学校園における人権教育について教職員が研究及び研修を深め、副教材等を使用して人権教育の指導の充実を図る。 | 人権教育に関する教職員の各種研究会・研修会への参加や「にんげん」「こころのノート」「すばらしい成長」等さまざまな教材等を使用し、発達段階に即した人権教育を行うことを支援する。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 総合的な学習等特色ある教育活動事業 | 総合的な学習の時間・道徳・特別活動等における国際理解教育・福祉・環境・性教育・男女平等教育等さまざまな人権教育の課題に児童生徒が主体的、体験的に取り組み、人権意識を高めることを推進する。 | フィールドワーク、JICAや留学生との交流、老人施設や障害者施設等の訪問、保育体験等総合的な学習・道徳・特別活動等における児童生徒の体験活動、補助協力員等を支援する。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 障害児教育運営管理事業 | 幼稚園、小・中学校の養護学級、通級指導教室の指導の充実を一層図るとともに、特別支援教育推進体制の整備・充実を図る。 | 特別支援教育コーディネーター研修、養護学級担任研修、個別の指導計画作成、巡回指導等を実施する。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 【新規】特別支援教育推進事業 | 特別支援教育を視野に入れ通常学級に在籍する特別なニーズのある児童生徒の支援を行う。 | 国委嘱の特別支援教育モデル事業終了を踏まえて市の専門家チームを設けるなど各学校の支援にあたる。国の動向を踏まえ、新制度に向けた支援の試行を行う。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 【新規】重度重複障害児童生徒サポート教室 | 重度重複障害児童生徒に対する支援を行うため校区の養護学級での指導の充実を図る。 | 重度重複障害児童生徒に対する校区の養護学級での指導充実の一環としてサポート教室の設置運営を行う。 | 指導課 | 実施 | | | | |

| | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|-----|----|--|--|--|--|--|
| 小・中学校養護学級備品事業 | 小・中学校の養護学級に在籍する児童生徒の教育の充実を図る。 | 新設養護学級の備品等を整備する。 | 指導課 | 実施 | | | | | |
| 養護学級整備事業 | 小・中学校の養護学級、通級指導教室に在籍する児童生徒の教育の充実を図るとともに、特別支援教育に対応した支援の充実を図る。 | 養護学級、通級指導教室の施設・設備の整備とともに、国の動向を踏まえ、特別支援教育に対応した整備を行う。 | 指導課 | 実施 | | | | | |
| 海外帰国子女等指導協力者派遣事業 | 中国帰国児童生徒及び海外からの渡日児童生徒に対し母語を用いた支援を行い、多言語化への対応に努め、学習、懇談等日本での学校生活へのスムーズな適応を図る。 | 対象児童生徒等に母語に堪能な日本語指導協力者を派遣する。 | 指導課 | 実施 | | | | | |
| 在日外国人教育事業 | 外国にルーツを持つ児童生徒が仲間意識やアイデンティティを保持し、日本人児童生徒を含めた多文化共生と国際理解教育の拡大を図る。 | 「春・夏の交流会」「多文化交流の集い」「中学校区多文化共生国際理解教育推進事業」等を支援する。 | 指導課 | 実施 | | | | | |

【課題別施策2】子どもたちの自主的な活動の拡大

【課題別施策】子どもたちの自主的な活動の拡大(所管課：指導課)

未来を主体的に切り拓く子どもたちを育むため、子どもたちの自主的な活動を支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------|--|---|-----|------|------|------|------|------|
| スクールフェスタ | 子どもたちが日頃の活動の成果を発表し、交流するとともに、市民や保護者に高槻の教育についての理解を広める。 | 幼稚園フェスティバル、多文化交流の集い、中学生交流会、スピーチコンテスト等を集約し「スクールフェスタ」を開催する。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 子ども会議 | 自主的な子どもたちの団体・組織等の活動促進やその交流の充実を図ることにより、子どもたちに民主的な社会の形成者としての資質を育成する。 | 中学校区の児童会、生徒会の交流の促進や、地域教育協議会事業等への子どもたちの参画を支援する。 | 指導課 | 実施 | | | | |

【課題別施策3】いじめ・不登校に対する対応

【課題別施策】いじめ・不登校に対する対応(所管課：指導課・教育センター)

教育センターでの教育相談や学校におけるカウンセリング機能の充実を図ること
で、集団生活への適応を促し、学校生活復帰への支援を行います。また、いじめ・不
登校・虐待等の防止や解消を図り子ども一人ひとりが自他の人権について理解し、豊
かな人間性を培い、人との豊かなつながりを築くように育みます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|---|--|--------|------|------|------|------|------|
| いじめ・不登校対策事業 | いじめや不登校、虐待の早期解決、減少を目指し、児童生徒の心の安定を図る。 | 「スクールカウンセラー」「心の教室相談員」を配置し教育相談体制の充実を図る。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 教育相談事業 | 保護者及び教職員等から、幼児・児童・生徒の問題に関する相談を受け、解決に向け助言等を行う。 | 随時、教育センターで相談を受け付ける。 | 教育センター | 実施 | | | | |
| 適応指導教室事業 | 不登校状態の児童生徒へ集団生活への適応を促し、学校生活復帰への支援を行う。 | 学校と連携しながら、随時入室を受け入れる。 | 教育センター | 実施 | | | | |

【課題別施策4】人権教育の推進システムと教職員研修の充実

【課題別施策】人権教育の推進システムと教職員研修の充実(所管課：指導課・教育センター)

教職員の資質・能力・人権意識を向上させ、教育内容の充実及び学校園の推進体制の整備・強化を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------|---|---|--------|------|------|------|------|------|
| 人権教育活動事業 | 人権教育研究団体の育成を図る。人権教育の充実・拡大を図る。 | 高槻人権教育研究協議会の活動を支援する。人権教育研究校を委嘱し、その成果を他校へ拡大する。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 研修指導事業 | さまざまな教育課題の解決に向け、教職員の資質向上を図り、指導力や実践力を高める。 | 各校における校内研修を支援する。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 教職員研修事業 | さまざまな学校教育課題を解消するために、教職員の資質向上を目指した研修を実施する。 | 年間を通じて、340回程度実施する。 | 教育センター | 実施 | | | | |

【課題別施策 5】 家庭・地域との連携

【課題別施策】 家庭・地域との連携(所管課：指導課)

地域社会で子どもを育てる意識を広げるため、開かれた学校園づくりを推進します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------|--|---|-----|------|------|------|------|------|
| 学校教育自己診断 | 学校教育活動に関する説明責任を果たし、開かれた学校運営を図る。 | 学校が保護者や児童生徒等に学校教育活動に関する意見を求め、その反映を図る。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 学校評議員 | 学校教育活動について、地域住民の理解を得ることにより、学校がより自主的、自立的に特色ある教育活動を推進する。 | 学校評議員を委嘱し、校長が学校教育活動に関する意見を求め学校運営の参考とする。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 地域教育協議会 | 地域社会・家庭・学校が一体となった教育活動をより活性化し、総合的な教育力の向上を図る。 | 各中学校区地域教育協議会に事業委託をするとともに、連絡会等を充実し、情報交流を深める。 | 指導課 | 実施 | | | | |
| 子育て支援事業 | 保育所・幼稚園・小学校間の連携強化や保護者同士の交流の拡大、保護者の教育力向上等を図る。 | 保・幼・小連携、幼稚園の地域開放、子育て相談等を支援する。 | 指導課 | 実施 | | | | |

【基本的方向】 社会教育における人権学習の推進

【課題 1】 人権学習の充実・推進

すべての人が人権に関する基本的な知識や考え方を習得するとともに、人権を感覚として身につけるため、社会教育活動を通じて、さまざまな手法の効果的な人権に関する学習機会を充実・推進します。

【課題別施策 1】 人権啓発講座等の実施

【課題別施策】 人権啓発講座の実施(所管課：社会教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、受講者参加型学習方式など多様な学習機会と内容を創造します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|---------------------------|---|-------|------|------|------|------|------|
| 人権教育講座 | 保護者・市民の人権意識を高め、指導者育成に努める。 | Aコース、Bコースとしてそれぞれ4回程度の連続講座を開催し、人権意識を深めていく。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |

| | | | | | | | | |
|------------------|---|-------------------------------------|-------|----|--|--|--|--|
| ほな行こか、町のちっちゃな映画館 | 保護者・市民の手による自主運営を目指し、日常生活の中で人権の大切さを理解し、人権意識を高めていく。 | 公民館、社会教育団体と共催し、公民館を映画館として年6回程度開館する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |
|------------------|---|-------------------------------------|-------|----|--|--|--|--|

【課題別施策】 公民館人権講座・教室の実施(所管課：公民館)

市民の人権意識の高揚を図るため、受講者参加型学習方式なども含めて人権講座を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 公民館人権講座・教室の実施 | すべての公民館で計画的に人権講座を開催し、人権意識の高揚に努める。 | 市人権啓発指導員を講師として人権講座を実施する。 | 公民館 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 地区コミュニティと連携した人権講座の実施(所管課：公民館)

差別や偏見をなくす自主的な活動の促進とネットワークづくりを図るため、地区コミュニティと連携し、人権講座を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|--|------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 地区コミュニティと連携した人権講座 | 生涯学習の中に人権学習を位置づけることにより、差別や偏見をなくす自主的な活動のネットワークづくりを図る。 | 校区人権協との共催により人権講座を実施する。 | 公民館 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 公民館を中心とした人権啓発事業の実施(所管課：公民館)

効果的、効率的な人権啓発事業を展開するため、施設間の連携を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------------|--|-------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 公民館を中心とした人権啓発事業 | 公民館を中心とした地域の施設間で連携をとり、効果的、効率的な人権啓発事業を実施し、参加者の人権意識の高揚を図る。 | 公民館等を拠点に活動している人権啓発指導員と連携をとりながら実施する。 | 公民館 | 実施 | | | | |

【課題別施策2】 情報提供活動等の充実

【課題別施策】 情報提供活動(所管課：社会教育課)

保護者・市民一人ひとりが日々の生活の中で人権問題について関心を高めるため、さまざまな情報を提供します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------|----------------------------|---------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 「たかつき教育だより」による啓発 | 保護者・市民に身近な人権の話題を提供し、啓発を行う。 | 教育だよりの「みんなで学ぼう」欄を有効に活用する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------------------------------|--|-------|----|--|--|--|--|
| 保護者用啓発冊子の計画的・継続的作成と活用 | さまざまな人権課題を保護者・市民が手軽に学習する資料として編集・発行する。 | 年度毎に現代的課題にあった1テーマを選定する。冊子は幼・小・中等の保護者に配布する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |
| 視聴覚教材の購入・活用 | 保護者・市民が手軽に利用できる教材を提供し人権問題について関心を高める。 | 映画フィルム、ビデオ、スライドの貸出をする。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 図書館活動による人権学習支援(所管課：図書館)

市民が自らの人権について学べるよう、関連図書館の充実とテーマ展示を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------------|---|---|--------------------------------------|------|------|------|------|------|
| 人権関連図書 の充実と テーマ展示 | 人権関連図書を充実するとともに、テーマを決めて図書等を展示することで人権意識の高揚を図る。 | 人権関連図書の収集を図り、特設コーナーを設置し、人権にかかる図書やチラシ・パネル・写真等の展示を行う。 | 中央・天 神山・小 寺池・芝 生・阿武 山図書館 | 実施 | | | | |

【課題別施策3】 社会教育団体等の支援

【課題別施策】 社会教育団体の支援(所管課：社会教育課)

人権問題に対する正しい認識を深め、その解決に向けての態度・技術を培うため、PTAなどの社会教育関係団体の活動を支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------------|---|----------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 単位PTA 人権問題学 習会 | 人権を大切にしたい子育てと保護者の人権問題への関心と理解を深める。 | 各単位PTAで実施する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |
| 中学校区P TA人権問 題学習会 | 中学校区学習会として単位PTAが共催で実施することにより、PTA間の連携を作り、学習活動の輪を広げる。 | 中学校区で実施する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |
| 市PTA人 権問題学 習会 | 単位PTA人権問題学習会、中学校区人権問題学習会のまとめとして実施する。 | 市PTA協議会と共催で実施する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |
| PTA指導 者研修会 | 指導者としてさまざまな人権課題に対して関心と理解を深める。 | 単位PTAの役・委員を対象に、PTA指導者研修会として実施する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |
| 社会教育関 係団体等 の支援 | 地域社会に根付いた団体として人権意識が高まるよう支援し、指導者育成に努める。 | 学習会の開催並びに映画会等の支援。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】人権啓発推進市民組織の支援(所管課：社会教育課)

人権尊重をまちづくりの基本に位置づけて活動している、人権啓発推進市民組織の支援に努めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------|-----------------------------------|--------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 人権啓発推進市民組織の支援 | 人権啓発推進市民組織に対して学習活動を支援し、指導者育成に努める。 | 総会記念講演会、一日研修会、映画会等を支援する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |

【課題別施策4】家庭教育の推進

【課題別施策】家庭の教育力向上(所管課：社会教育課)

家庭及び地域の教育力の向上を図り、より豊かな家庭・社会づくりを目指すとともに、子どもの人権が尊重された子育てが行われるよう支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------|---|---------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 学び舎ネット学習会の支援 | 家庭及び地域の教育力向上を目指すとともに、自主学習の分野に人権の視点を浸透させる。 | 各学び舎ネット開設校で実施する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |
| 学び舎ネット運営委員研修会の開催 | 各運営委員の人権意識の高揚を図り、指導者育成に努める。 | 学び舎ネット運営委員を対象に人権学習会を実施する。 | 社会教育課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】親子交流で学ぶ人権学習(所管課：青少年交流室)

親子の交流を図るとともに、人権意識の高揚を図るため、親子の参加・体験講座等を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|--------------------------------------|--------------------|--------|------|------|------|------|------|
| 親子で学ぶ講座の開設 | 親子で参加できる講座によって、親子の交流を通して、子育て学習を推進する。 | 親子交流事業の実施に努める。 | 青少年交流室 | 実施 | | | | |
| 子育てサークルの育成 | 子育ての場を提供することによって、子育てサークルの育成に努める。 | 子育ての場の提供及び相談業務を行う。 | 青少年交流室 | 実施 | | | | |

【課題別施策5】多文化共生・国際理解教育事業等の推進

【課題別施策】多文化共生・国際理解教育事業の推進(所管課：青少年課他)

多文化共生の形成に向けて、地域社会が多国籍化・多民族化する状況の中で、言語の多様化への対応とともに、地域での異文化交流を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|---|------------------------------------|--------------------------|------|------|------|------|------|
| 日本語識字学級の実施 | 在日韓国・朝鮮人の一世を対象に日本語の識字学級を開講し、日本語の習得を図る。 | 週2回、青少年課分室で実施する。 | 青少年課 | 実施 | | | | |
| | 【新規】多文化共生社会を目指し、在日外国人に対して教室を開講する。 | 高槻市国際化施策推進基本指針の策定に合わせて実施に向けて検討を行う。 | 市長部局・教育委員会との共管事業として所管課決定 | 研究 | 検討 | 実施 | | |
| 地域子ども会の実施 | 在日外国人の小・中学生を対象に、教科の補習やレクリエーション活動を実施し、学力の充実と子どもたちの交流を図る。 | 週3回、磐手公民館、青少年課分室、柱本団地集会所で実施する。 | 青少年課 | 実施 | | | | |

【課題別施策6】スポーツ振興による人権啓発の推進

【課題別施策】スポーツ振興による人権啓発の推進(所管課：スポーツ振興課)

さまざまな年齢や立場の人とのふれあいの場をつくり、人権尊重の相互理解を深めるため、市民と協働しながら、生涯スポーツ社会づくりを目指します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|--|--|---------|------|------|------|------|------|
| 生涯スポーツの促進 | すべての人がそれぞれの条件に応じて、スポーツに親しみ、人とのつながりができるようスポーツ振興を推進する。 | 総合型地域スポーツクラブをはじめとする市民との協働事業を進める。 | スポーツ振興課 | 実施 | | | | |
| 障害者スポーツの振興 | 障害者スポーツ懇話会を中心に多様な取組みを推進する。 | ふれあいプールレクリエーションやふれあいレクリエーションスポーツの集いの開催、年2回「障害者とスポーツ」を発行する。 | スポーツ振興課 | 実施 | | | | |

【課題別施策7】図書館活動による障害者支援

【課題別施策】図書館活動による障害者支援(所管課：図書館)

障害者の社会生活を支援するため、情報提供や窓口相談を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------------|------------------------------------|---|------------------|------|------|------|------|------|
| 視覚障害者への支援 | 対面朗読サービスにより情報提供に努める。 | 視覚障害者のための図書館対面朗読室等においてボランティアによる朗読を実施する。 | 中央・小寺池・芝生・阿武山図書館 | 実施 | | | | |
| 来館が困難な障害者への支援 | 図書館の資料を無料で郵送し、情報提供に努める。 | 点字図書、墨字図書、カセットテープ、DAISY（デジタル音声情報システム）図書を郵送により貸出す。 | 中央・神山・小寺池図書館 | 実施 | | | | |
| DAISY（デジタル音声情報システム）図書の製作 | 視覚障害者のためのカセットテープに代わるDAISY図書の製作を行う。 | 音訳ボランティアグループにより実施する。1タイトルをおおむね1枚のCDに収録する。 | 小寺池図書館 | 実施 | | | | |

【課題別施策 8】 青少年の健全育成

【課題別施策】 青少年指導者に対する人権啓発の推進(所管課：青少年課) 青少年指導者に対して人権研修を実施し、人権啓発を推進します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|--------------------------------------|--------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 青少年指導者に対する人権研修の実施 | 青少年指導者に対し、人権研修を実施することにより、人権意識の高揚を図る。 | 研修プログラムに定期的、継続的に人権研修を取り入れ実施する。 | 青少年課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 青少年の健全育成(所管課：青少年交流室)

人権の大切さを学ぶことにより、青少年の健全育成を図るため、各種参加体験型講座・教室を開催します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|--|--------------------------------|--------|------|------|------|------|------|
| 地域社会における青少年の育成 | 人権をベースとした各種講座・教室を開催することにより、青少年の健全育成に努める。 | 時代のニーズに合った青少年が参加しやすい講座の開設に努める。 | 青少年交流室 | 実施 | | | | |

(2) 人権啓発

「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を継承し、「あらゆる人々が理解と寛容と友好関係を深め、人権の尊重と確立を日常の行動規範とする文化、すなわち人権文化の創造」に向けて、市民一人ひとりが、人権問題を自分のこととして捉え、人権尊重の理念が日常生活の中にいきづく、豊かな人権感覚を育てていくための人権啓発を効果的に行います。

ア 現状

第4回人権意識調査の結果並びに「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」の総括を行ってきた中で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、在日外国人などそれぞれの人権課題ごとに明らかになった人権意識の現状と課題などとともに、人権教育・人権啓発に関しての課題なども明らかになっており、その詳細については、第2章において説明しています。そこで、特に、人権教育・人権啓発に関して具体的に述べると、地域メディアが果たす役割について低い評価を下している現状や、地域メディアの弱さが特に若年層に顕著であることなどが明らかとなっています。

また、学習者にとって新鮮な内容は高い学習効果をもたらすことから、人権・差別問題についての学習の感想についての回答の中で、「さらに学習したいと思った」と答える市民がわずか2.1%にとどまる現実です。これまで行われてきた人権学習が、学習意欲そのものをどれほど活性化するものであったのか、あるいは成人・高齢期の学習者のニーズに十分こたえるものであったのかなどの再検討が求められています。

さらに、従来の人権啓発の多くは、著名人や学識経験者による講演会・研修会などであり、人権に関する知識や情報を伝える点では一定の効果がありましたが、情操や感性に訴えて日常生活の中で生かされるような深まりが十分ではなく、自分自身の課題として受けとめられていないなど、その内容・方法に課題があると指摘されています。

また、人権啓発推進協議会の活性化に向けての支援並びに人権啓発指導員の地域啓発活動の充実などと併せて、市民自らが、人権問題を自分の問題として捉えるため啓発事業を企画し、市民が市民に参加の呼びかけを行うなど、市民が主体的に啓発事業を推進していくことが求められています。

イ 施策展開の基本的考え方

人権啓発を進めていくには、人権問題を鋭く捉える感性や日常生活の中で態度や行動に現れる人権感覚を体得するという参加型の啓発手法や、市民の年齢層・生活様式に応じた啓発手法等の検討を行います。

また、市民が啓発事業を主体的に推進することや啓発事業に参加・参画することができるいろいろな機会の活用・拡充、啓発機会や情報提供の充実を図るなど、日常の活動の中で主体的に人権問題に取り組むことができる環境づくりを進めるとともに、市民・企業などが実施する啓発や研修に対しても協力・支援に努めます。

さらに、人権侵害を受け、あるいは受ける可能性のある個人の力を強化していくことも非常に重要であることから、そうした個人から、現状を変えていこうとする自発的活動を引き出し、個人の発意を側面から援助し、その活動を支援していくことも基本的な考え方の一つに置いた啓発に努めます。

人権啓発は、市民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題でもあることからその自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意しながら啓発活動を展開します。

ウ 施策の体系

| 基本的方向 | 課題 | 課題別施策 |
|----------------|----------|-------------------------|
| 市民・企業等への啓発 | 市民への啓発 | 講演会・講座等による啓発行事 |
| | | 系統的学習の設定 |
| | | 課題別人権施策・啓発事業の推進 |
| | | 視聴覚教材による啓発 |
| | | 啓発リーフレット作成等の情報提供の充実 |
| | | 効果の確保 |
| | 企業への啓発 | 事業主などに対する啓発 |
| | 啓発手法の工夫 | メディアにおける啓発方法の多様化 |
| | 行政内部での連携 | 庁内組織の活性化 |
| 各種団体等の啓発活動への支援 | 指導者の育成 | 人権啓発指導者の育成 |
| | | 人権啓発指導者の手引書の作成 |
| | 啓発資料の作成 | テキスト等の作成 |
| | 啓発活動への支援 | 市民・各種団体などが行う啓発活動への協力・支援 |

【基本的方向】市民・企業等への啓発

【課題1】市民への啓発

人権問題を自分の問題として捉えられるよう、市民の年齢層や生活様式に応じた効果的な啓発事業を行うとともに、人権に関する情報の提供を行います。

【課題別施策1】講演会・講座等による啓発行事

【課題別施策】人権講演会等の実施(所管課：富田ふれあい文化C)

人権を尊重する市民意識の形成を図るため、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりの場となる人権講演会・映画会やパネル展示などを実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|--|-------------------------------------|--------------|------|------|------|------|------|
| 人権講演会・映画会の開催 | 講演会・映画会等により、市民自らが人権問題を考えるきっかけづくりとして実施する。 | 人権問題等に取組んでいる講師による講演会や、人権関係の映画を上映する。 | 富田ふれあい文化センター | 実施 | | | | |
| 啓発パネルの常設展示 | パネル等を利用して来所者に対して人権啓発を行う。 | センターの各階の空間を利用して、人権関係のパネル展示を行う。 | 富田ふれあい文化センター | 実施 | | | | |

【課題別施策】男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|--------------------------------------|----------------------------|---------|------|------|------|------|------|
| 「女と男のつどい」の開催 | 男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。 | 6月の男女共同参画週間に実施する。(講演会と分科会) | 男女共同参画課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】啓発活動の促進(所管課：障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらに人権擁護と啓発に取り組めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------|---|---------------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 「福祉展」の実施 | 障害者への理解と認識を深めるとともに、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知を図る。 | 「障害者週間」の周知を図るため障害者福祉センターにて「福祉展」を開催する。 | 障害福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】市民への啓発(所管課：障害者福祉C)

障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------|---|---|-----------|------|------|------|------|------|
| 福祉講演会 | 障害者の社会参加、社会的自立の促進及び個別の課題や取り組みなどをテーマに障害者が自ら学習し、研鑽に努めるとともに市民への理解を深める。 | 事業のプランニングから各関係団体の代表者で構成する委員会の参加型運営(自主運営)により実施する。(春・秋2回) | 障害者福祉センター | 実施 | | | | |

【課題別施策】偏見等の解消のための啓発(所管課：保健予防課)

エイズなど感染症に対する偏見や差別意識を解消するため、正しい知識の啓発と予防行動の普及を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------|--|------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 【新規】感染症予防対策事業 | エイズなど感染症への正しい理解を深めるとともに、具体的な知識と予防行動の普及を図る。 | エイズなど感染症の予防講座、予防キャンペーンを実施する。 | 保健予防課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】精神障害者への理解促進(所管課：保健予防課)

精神障害者が地域活動に参加するための環境づくりを行うため、こころの病・障害についての各種講座を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------------|--|--|-------|------|------|------|------|------|
| 【新規】精神障害者理解促進事業・精神保健市民講座 | こころの病・障害についての理解を深めることにより、精神障害者が地域活動に参加するための環境づくりを行う。 | 地域住民、民生委員等を対象に、講座を開催するとともに、市民向けの啓発を実施する。 | 保健予防課 | 実施 | | | | |

【課題別施策2】 系統的学習の設定

【課題別施策】 課題別の学習講座(所管課：人権室)

さまざまな人権問題への理解を深めていくため、共催団体の連携を強化する中で、課題別に学習会を開催します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------|-------------------------------------|---------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 人権ネットワーク講座の開催 | さまざまな人権問題への理解を深めていくため系統的な学習機会を設定する。 | 企業等共催団体との連携を強化し、課題別の人権問題について学習会を開催する。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策3】 課題別人権施策・啓発事業の推進

【課題別施策】 国際化施策の推進(所管課：人権室他)

国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに地域を支えあう豊かで活力ある多文化共生の地域社会の実現に向け、国際化施策推進基本指針を策定します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------------------|------------------------------------|---|------|------|------|------|------|------|
| 【新規】高槻市国際化施策推進基本指針の策定 | 外国籍市民と同じ地域住民として共生していくため、基本指針を策定する。 | 庁内関係課及び人権啓発幹事会等において検討。指針策定を人権施策推進審議会に諮問。パブリックコメントにより市民の意見を聴取する。 | 人権室他 | 検討 | 策定着手 | 策定 | | |

【課題別施策】 子どもの社会参加の推進(所管課：人権室他)

子どもの権利を守り、子どもの成長と自立を支援することを基本姿勢として、子どもの権利についての理念とその普及、家庭・学校・施設・地域など子どもの生活の場での権利保障、子どもの参加や救済のしくみなどを内容として、未来を担う子どもたちにできる限り自分の意見を表明し社会参加する機会を保障するため、子どもの権利条例を制定します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------------|---|--|------|-------|------|------|------|------|
| 【新規】子どもの権利条例の制定 | 子どもたちの幸せの実現に向けた取組みの実効性を高めるため、子どもの権利条例を制定する。 | 庁内関係課及び人権啓発幹事会等において検討。条例策定を人権施策推進審議会に諮問。パブリックコメントにより市民の意見を聴取する。市議会の可決後、施行する。 | 人権室他 | 調査・研究 | 検討 | 制定 | | |

【課題別施策】男女共同参画社会の早期実現に向けた取組み(所管課：男女共同参画課)

「たかつき男女共同参画プラン」の実効性を高め、男女が互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の早期実現を図るため、男女共同参画基本条例を制定します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------------|---|---|---------|------|------|------|------|------|
| 【新規】 (仮称)男女共同参画基本条例の制定 | 男女共同参画社会の指針となるべき理念をはじめとした基本的な事項を明らかにする。 | 男女共同参画審議会に条例案を諮問する。パブリックコメントにより市民の意見を聴取する。市議会の可決後、施行する。 | 男女共同参画課 | 制定 | | | | |

【課題別施策】男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|---------|------|------|------|------|------|
| 男女共同参画を推進するための講座や教室の開催 | 男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。 | 女性センターへの委託事業又は補助事業により、各種の啓発講座等を開催する。 | 男女共同参画課 | 実施 | | | | |

【課題別施策4】視聴覚教材による啓発

【課題別施策】視聴覚教材による啓発(所管課：人権室)

市民及び職員など利用者の人権・平和についての理解を深めるため、人権・文化啓発コーナーに人権・平和に関する図書・ビデオ等を設置します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|----------------------|--|-----|------|------|------|------|------|
| 人権・文化啓発コーナーの充実 | 人権・平和について幅広い層に啓発を図る。 | 図書、ビデオ等の充実を努める中で、コーナーのPRを図り利用及び貸出しを行う。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策5】啓発リーフレット作成等の情報提供の充実

【課題別施策】啓発リーフレットによる啓発活動(所管課：人権室)

人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民・ボランティア団体等の人権的な活動内容などを紹介する啓発リーフレットを市民の参画のもとに作成します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|--|------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 人権広報紙の全戸配布 | 市民・団体等の草の根的な活動の紹介記事を通して、人権についての理解を深める。 | 市民参加のもと紙面を作成し、全戸に配布する。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 情報発信事業(所管課：富田ふれあい文化C・春日ふれあい文化C)
 人権啓発を図るため、地域情報紙やインターネットを利用して、さまざまな情報の
 発信に努めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|--|-------------------------------------|--------------|------|------|------|------|------|
| 地域情報誌「棧」の発行 | 人権啓発や地域施設の事業等の情報を発信する。 | 地域施設職員で編集・印刷を行い、センター周辺に3,000部を配布する。 | 富田ふれあい文化センター | 実施 | | | | |
| インターネットによる情報発信 | インターネットのホームページを利用して、人権啓発や地域の情報を発信する。 | センターのホームページを開設し、毎月更新する。 | 富田ふれあい文化センター | 実施 | | | | |
| 地域情報紙の発行 | 地域内施設が適切な事業が実施できるよう施設の役割・機能・行事・事業内容について地域住民に周知を図る。 | 小学校区に自治会を通じて配布する。 | 春日ふれあい文化センター | 実施 | | | | |

【課題別施策】 男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|--------------------------------------|--|---------|------|------|------|------|------|
| 情報誌の発行 | 男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。 | 国、府、市の動き及び女性センターの行事予定等を中心に掲載し、年2回発行する。 | 男女共同参画課 | 実施 | | | | |
| 広報紙への啓発記事の掲載 | | 主に市の動きや時事問題に即した情報を、特集やコラムとして掲載する。 | | | | | | |

【課題別施策】 啓発活動の促進(所管課：障害福祉課)

市民の障害者への理解と認識を深めるため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めるとともに、さらに人権擁護と啓発に取組みます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------------------|---------------------------|----------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 「障害者(児)福祉のあらし」及び「精神保健福祉のあらし」の発行 | 障害者施策を紹介し、制度の理解と利用の促進を図る。 | 冊子を発行し、必要に応じ窓口で配布する。 | 障害福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】情報の発信(所管課：障害者福祉C)

市民及び関係者の社会参加を積極的に促進するため、センター及び関係団体の事業展開・運営・活動状況などを紹介し、情報の提供に努めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------------|---------------------------------------|--|-----------|------|------|------|------|------|
| 情報誌「ゆうあい たかつき」の発行 | 障害者を取り巻く諸課題について正しい理解と認識を深めるため冊子を発行する。 | 各方面からの投稿協力を得て、年2回(4月・10月、各回1,350部)発行する。 | 障害者福祉センター | 実施 | | | | |
| センター案内「ゆう・あいセンター」の配布 | 施設の案内用パンフとして解かりやすく紹介する。 | 事業の概要、障害福祉情報の提供など障害福祉活動の場としての施設の位置付けを明らかにする。 | 障害者福祉センター | 実施 | | | | |

【課題別施策】生活支援情報の提供(所管課：人権室他)

在日外国人が、安心・快適な生活を送れるよう、よりきめ細やかな情報提供として高槻版「生活必携」を作成します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------|--|----------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 【新規】日常生活案内パンフレットの作成 | 文化の違いを理解し、在日外国人との共生を図るため、日常生活関連情報の提供を行う。 | 庁内関係課及び人権啓発幹事会などで研究し、作成する。 | 人権室他 | 研究 | 作成 | | | |

【課題別施策6】効果の確保

【課題別施策】効果の確保(所管課：人権室)

人権課題の解消に向けた効果的な施策の推進に向け、市民の人権意識の現状や啓発のあり方を探るため、人権意識調査を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|-------------------------------------|----------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 人権意識調査 | 市民の人権意識の現状や啓発のあり方を探るための人権意識調査を実施する。 | 本行動計画の中間年の見直し時に実施する。 | 人権室 | | | | 準備 | 実施 |

【課題別施策】施策指標の検討(所管課：人権室他)

市民の満足度なども考慮し、施策の達成度を評価するため、わかりやすい施策指標の研究・開発の検討を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|-----------------------------|----------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 【新規】施策指標の研究・開発 | 施策の達成度を評価できる、施策指標の研究・開発を行う。 | 人権啓発幹事会において、施策指標の研究・開発を行う。 | 人権室他 | 研究 | 開発 | | | |

【課題2】企業への啓発

人権施策の基本理念を社会に広く定着させるため、社会経済の中心的な担い手である企業に対して、効果的な啓発事業を行います。

【課題別施策1】事業主などに対する啓発

【課題別施策】企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉G)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対しさまざまな支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------|------------------------------------|----------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 事業主への啓発 | 事業主を対象とした人権啓発を行い、企業における人権意識の高揚を図る。 | 事業主、人事労務担当者を対象とした「人権啓発講演会」を開催する。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |

【課題別施策】就職困難者等の就労促進(所管課：労働福祉G)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並びに出身地などにより、就労をさまたげるさまざまな阻害要因を有するため、雇用就労を実現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るため、各種事業を展開します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|----------------------------|-------------|-------|------|------|------|------|------|
| 障害者雇用促進啓発事業 | 市内企業の人事担当者等を対象に雇用促進の啓発を行う。 | 啓発講演会を実施する。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |

【課題3】啓発手法の工夫

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、マスメディアの活用など、多様な啓発手法の工夫を行います。

【課題別施策1】メディアにおける啓発方法の多様化

【課題別施策】啓発方法の多様化(所管課：広報課他)

情報化社会が進展する中、効果的な啓発活動を行うため、地域メディアが担う役割の重要性を踏まえ、啓発方法(媒体)の多様化を進めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------|----------------|----------------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 「広報たかつき」による啓発 | 広報紙による啓発を進める。 | 市の広報紙において、必要に応じて特集などを組み、啓発する。 | 広報課 | 実施 | | | | |
| 市提供広報番組による啓発 | CATVによる啓発を進める。 | 市の行政番組で必要に応じて特集などを組み、映像による啓発を行う。 | 広報課 | 実施 | | | | |
| TCNとの連携による啓発 | CATVによる啓発を進める。 | TCNと連携し、お知らせやニュースなどで常に啓発に努める。 | 広報課他 | 実施 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|-------------------|--|----------|----|--|--|--|--|
| インターネットのホームページによる情報発信 | インターネットによる啓発を進める。 | 新しい情報発信の手段として積極的に利用し、タイムリーで内容の濃い啓発を行う。 | 広報課 他 | 実施 | | | | |
|-----------------------|-------------------|--|----------|----|--|--|--|--|

【課題4】行政内部での連携

人権施策の効果的な推進を図るため、庁内の横断的な組織である人権擁護推進本部、調整委員会、人権啓発幹事会などの組織の活性化を図ります。

【課題別施策1】庁内組織の活性化

【課題別施策】行政内部での連携の強化(所管課：人権室他)

行政内部での連携の強化を図るため、人権啓発幹事会や人権擁護推進本部などで人権課題に対する協議や情報交換を行うとともに、人権室の調整機能を一層強化します。

また、国際化や少子・高齢化など、新たな課題に適切に対応するために、担当窓口の整備が求められている分野もあり、今後とも現行体制の見直しをも含めて検討を行い、組織体制の整備を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|---------------------------------|--|----------|------|------|------|------|------|
| 人権擁護推進本部などの組織の活性化 | 人権擁護推進本部・調整委員会・人権啓発幹事会などの充実を図る。 | 定期的に入権啓発幹事会などを開催し、よりきめ細かな協議や情報交換などを行う。 | 人権室 他 | 実施 | | | | |
| | 【新規】組織体制の整備を図る。 | 組織体制について検討を行う。 | | 研究 | 検討 | 整備 | | |

【基本的方向】各種団体等の啓発活動への支援

【課題1】指導者の育成

各種団体等の中で行う啓発活動を支援するため、人権啓発の指導者を育成します。

【課題別施策1】人権啓発指導者の育成

【課題別施策】リーダーの育成(所管課：人権室他)

各種団体等の中で行う啓発活動を支援するため、各種団体等からの代表者等を対象に人権啓発リーダーの育成を図る講座を開催します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|--|--|----------|------|------|------|------|------|
| 人権啓発リーダーの育成 | 各種団体等の中できめ細かい啓発活動が行えるよう、人権啓発リーダーを育成する。 | 各種団体等からの代表者等を対象に、人権啓発指導員の講師によるリーダー育成講座を実施する。 | 人権室 他 | 実施 | | | | |

【課題別施策2】人権啓発指導者の手引書の作成

【課題別施策】手引書の作成(所管課：人権室他)

各種団体等が行う啓発活動を支援するため、人権啓発リーダーが使用できる手引書等を作成します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------------|----------------------------|------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 【新規】 人権啓発指導者の手引書の作成 | 人権啓発リーダーの活動支援のため、手引書を作成する。 | 人権啓発指導員及び関係課で手引書を作成する。 | 人権室他 | 実施 | | | | |

【課題2】啓発資料の作成

各種団体等が行う啓発活動を支援するため、人権問題の研修等で使用できる資料を作成します。

【課題別施策1】テキスト等の作成

【課題別施策】人権啓発資料の作成(所管課：人権室他)

各種団体等が行う啓発活動を支援するため、研修・講習会で使用するテキストを作成します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------|-----------------------|-------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 【新規】 人権啓発テキストの作成 | 研修・講習会で使用するテキストを作成する。 | 人権啓発指導員及び関係課でテキストを作成する。 | 人権室他 | 実施 | | | | |

【課題3】啓発活動への支援

市民・人権関係団体・地区コミュニティ組織・NPO・企業などが主体的に行う啓発事業等を促進するため、団体などに対して、協力・支援を行います。

【課題別施策1】市民・各種団体等が行う啓発活動への協力・支援

【課題別施策】地域での学習及び啓発活動(所管課：人権室)

地域団体等とのさらなる連携を図るため、高槻市人権啓発推進協議会地区単位会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------------------------|--|--|-----|------|------|------|------|------|
| 中学校区地区単位会での学習・ふれあいアップ講座等の支援 | 地区単位会会員の人権意識の高揚及び地域での草の根による啓発活動の推進を図る。 | 地域団体等と連携の強化を図り、人権学習会及び講座等を開催するとともに、地区単位会未結成の校区について結成を促す。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策】地域社会における学習の支援(所管課：人権室)

校区のPTA・公民館・企業等での地域社会における人権学習等を支援するため、あらゆる場において人権啓発指導員に関する情報を発信するとともに、人権啓発指導員を派遣します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|------------------|---------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 人権啓発指導員による地域啓発 | 地域社会における学習を支援する。 | 校区のPTA及び公民館等での活動を中心に地域においての人権啓発を実施する。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動をとおして、人権啓発にかかる取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|--|--|-----------|------|------|------|------|------|
| 人権講座への支援 | 地域で取組まれる、人権啓発に関する講座の充実を図る。 | 各コミュニティセンター等で開催する講座や研修会等において、さまざまな人権啓発のプログラムが取り入れられるよう支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |
| 地域の各種催しを活用した啓発の支援 | 地域における、各種の催しを活用した、身近な場での人権啓発の機会づくりを図る。 | 地区コミュニティ組織が開催する文化祭や運動会などの場を活用し、啓発パネル展示等の人権啓発活動の支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 高齢者に対する市民の人権意識を高める啓発(所管課：高齢福祉課)

高齢者に対する市民の人権意識を高めるため、高齢者が心豊かに生きる権利や、個人としての尊厳が重んじられる施策を周知することに努めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|---|-------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 福祉講習会への講師派遣 | 自治会・福祉委員会等が開催する福祉講習会に講師派遣を積極的に行うとともに、高齢者施策・制度等についての情報を提供し、参加者の人権意識の高揚を図る。 | 随時、講師派遣要請を受け実施する。 | 高齢福祉課 | 実施 | | | | |

(3) 人権研修

行政の仕事はすべてにおいて人権に深いかかわりをもつことから、職員(「非常勤職員」も含む。以下、「職員」という。)一人ひとりが、中核市にふさわしい国際的視点に立った人権感覚を身に付け、人権に配慮した職務が遂行できるよう、職員研修等を充実します。

ア 現状

新規採用職員研修をはじめとして、公務に携わる職員として常に人権感覚を磨くため、体験学習などを取り入れた体系的な研修や年間を通じた職場研修の中で、人権意識の向上を必須の課題の一つとして捉えた研修などを計画的に実施しています。

このような中、人権に関する取組みは、人権担当部課だけのものではなく、すべての部課で取組むものであるという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」ということを考える積極的な意識を持った職員の養成が求められています。

イ 施策展開の基本的考え方

職員は職務の遂行において、市民の人権に深く関与することが多く、職員の人権意識の向上が重要であり、体系的な人権研修とともに、日常の業務に即した各職場における人権研修の実施や人権に配慮して職務を進められるよう、手引となる研修マニュアル並びに職務マニュアルを作成します。

また、中核市へ移行したことに伴い、市において実施する保健所業務など、特に、人権に深いかかわりをもつ業務に従事する保健衛生・福祉専門職員等に対しても人権研修の充実に努めます。

ウ 施策の体系

| 基本的方向 | 課題 | 課題別施策 |
|--------------|--------------|-------------------|
| 職務に応じた人権研修等 | 職務分野ごとの研修 | 職員の人権研修の充実 |
| | | 福祉等専門職員の人権研修の充実 |
| | 指導者の養成 | 研修指導者の養成 |
| 人権に配慮した職務の遂行 | 職場ごとのマニュアル作成 | 人権に配慮した接遇マニュアルの作成 |

【基本的方向】職務に応じた人権研修等

【課題1】職務分野ごとの研修

職員等が人権施策の基本理念を理解し、その意識が行動や態度に現れるよう、それぞれの職務分野ごとに人権研修を実施します。

【課題別施策1】職員の人権研修の充実

【課題別施策】個人情報保護制度の職員研修(所管課：市民情報課)

情報化社会の進展により、多くの利便と豊かさがもたらされているが、一方、個人情報の大量流出事件など、プライバシーにかかわる問題が発生しています。本市では個人情報保護条例を定め、市が取り扱う個人情報の保護を図っているが、職員に個人情報保護を周知徹底するため、研修を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------|---|---|-------|------|------|------|------|------|
| 個人情報保護制度の職員研修 | プライバシー保護の観点から、個人情報保護制度の周知徹底を図るため、職員研修を実施する。 | 毎年1回、個人情報保護条例の運用状況に基づき、担当職員が講師となって、実務研修を実施する。 | 市民情報課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】人権研修の実施及び人権研修マニュアルの作成(所管課：職員研修所・人権室他)

人権に関する体系的な人権研修を通じて、人権に対し積極的な意識をもった職員を養成するため、各種研修会を実施するとともに、人権研修マニュアルを作成します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------|---|---|-----------|------|------|------|------|------|
| 人権施策を学ぶ講座 | 職場での人権意識の向上に役立てるため、各職場のリーダーである主任級職員を対象に研修を実施する。 | 人権に関する具体的な施策と課題について学ぶ連続講座を開催する。 | 職員研修所 | 実施 | | | | |
| 階層別研修 | 職員に人権にかかわる基礎知識と人権感覚を身に付けるための研修を実施する。 | 新規採用職員研修等で、人権に関する講義や福祉体験などの科目を設ける。 | 職員研修所 | 実施 | | | | |
| 職場人権研修 | 職場単位で相互啓発を行う機会を設け、職員の人権意識の向上を図る。 | 職場研修の中で、課長級職員を中心に、年間を通じて計画的に人権研修を実施する。 | 職員研修所他 | 実施 | | | | |
| 【新規】人権研修マニュアルの作成 | 職場単位で実施する職場人権研修に使用するため、人権研修マニュアルを作成する。 | 職場での人権研修において、研修マニュアルの使用により、統一かつ効果的な実施を図る。 | 職員研修所・人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策2】福祉等専門職員の人権研修の充実

【課題別施策】人権保育の充実・推進(所管課：保育課)

子育て環境に課題を抱え、子どもの人権に視点を置いた保育活動が求められる社会状況にあって、人権保育基本方針に基づく人権保育を実践するにあたり、当該内容を周知するとともに、基本的な人権意識を高揚させるため、職員研修を充実します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------|--|--|-----|------|------|------|------|------|
| 職員研修の充実 | 人権保育基本方針の周知を図り、当該方針に沿った人権保育を実践し、推進するため、研修を充実させる。 | 全職員を対象とする人権全体研修の実施、大阪保育子育て人権情報研究センター主催の人権講座への積極的な参加並びに人権保育実践のための人権保育研修を年齢別グループに分けて、それぞれ計画的に行う。 | 保育課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】高齢者に対する市民の人権意識を高める啓発(所管課：高齢福祉課)

高齢者に対する市民の人権意識を高めるため、高齢者が心豊かに生きる権利や、個人としての尊厳が重んじられる施策を周知することに努めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|---|---|-------|------|------|------|------|------|
| ホームヘルパー人権研修 | ホームヘルパー養成研修を実施する中で、高齢者施策・制度等について情報の提供を行い、参加者の人権啓発につなげる。 | (福)高槻市社会福祉事業団に委託(7月実施)して実施する。その他の講習会でも随時講師派遣要請を受け、実施する。 | 高齢福祉課 | 実施 | | | | |

【課題2】指導者の養成

各職場で人権啓発や積極的な研修会等が実施できるよう、職場ごとの研修指導者を養成します。

【課題別施策1】研修指導者の養成

【課題別施策】人権研修の実施(所管課：職員研修所)

人権に関する意識を体系的な人権研修を通じて、職員に徹底し、人権に対し積極的な意識をもった職員を養成するため、各種研修会を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|---|---|-------|------|------|------|------|------|
| 職場研修指導者の養成 | 職場研修指導者の役割を認識するとともに、人権意識の向上を図るための研修を実施する。 | 新任課長級職員に職場研修指導者の役割についての研修を実施する。併せて職場研修の指導者である課長級職員等に対し、人権研修を実施する。 | 職員研修所 | 実施 | | | | |

【基本的方向】人権に配慮した職務の遂行

【課題1】職場ごとのマニュアル作成

人権に配慮した職務を遂行するため、職場ごとのマニュアルを作成します。

【課題別施策1】人権に配慮した接遇マニュアルの作成

【課題別施策】接遇マニュアルの作成(所管課：行財政改革推進室)

人権が侵害されたと感じるのは、人と人が直接かかわりをもった場合がかなりの部分を占める中、現行の接遇マニュアルを人権に配慮した接遇マニュアルに改訂するため、見直しを行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--|---|-----------------------------|------------------|------|------|------|------|------|
| 【新規】 職場ごとの 人権に配慮 した接遇マ ニュアルの 作成 | 現行の接遇マ ニュアルを人権に 配慮した接遇マ ニュアルに改訂 する。 | 各課に接遇マ ニュアルの改訂を 要請する。 | 行財政 改革推 進室 | 実施 | | | | |

3 人権擁護・保護機能の充実

市は市民の人権を擁護する使命を担っており、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対し、相談を受ける中で主体的な解決のための助言を行うなど、人権を回復するために、国・府などの機関との密接な連携を図りながら、救済・相談をはじめとする人権擁護体制の充実に向けて、人権擁護・保護に関する施策を展開します。

ア 現状

第4回人権意識調査において、実際に人権侵害に直面したときの対応について聞いていますが、このことを年齢別の集計について見ると、重大な差別発言を黙認することは許されないことと理解はしていても、仕事や地域、家庭の人間関係に巻き込まれ、年上や目上に対して強い主張をしにくい20～40歳代の層では、尻込みする様子が見え、男女別で見ると、女性が人間関係に敏感であり、男性と比べて地位や権力において弱い立場に立たされている現実が浮き彫りとなっています。また、高齢者層についても、人権侵害に対して抗議しづらい立場に置かれ、職場や地域、家庭の中で他人の行動について口を出すことは厭わなくても、いざ自分のこととなると大変弱い立場に置かれる状況が明らかとなっています。特に、女性問題に関して、人権侵害などについて、その受ける可能性も含めて、そうした状況にある個人から現状を変えていこうとするプライベート・イニシアティブを引き出していくことの重要性について指摘がなされています。さらに、今回の意識調査の結果から、年齢が高くなればなるほど「人権問題に詳しい人」「市民団体」「法務局や人権擁護委員」「市役所」などと専門家や専門機関に期待する割合が高く、専門的機関の活動が重要な位置にあることがわかります。一方で、公的機関に相談しない理由としてあげられているのが、「どこで相談を受けてもらえるかわからない」が最も多く、次いで「支援が得られずに頼りにならない」があがっており、その原因が公的機関による情報提供不足と市民の信頼性とに問題点を有することが明らかになっています。

こうした状況から、女性・子ども・高齢者などの人権に関する相談は個別課題ごとの対応にとどまり、複雑化・多様化する人権問題に迅速かつ総合的に対応することが困難な場合があり、また、人権に関する相談は、相談者の状況により多種多様であり、複雑なケースも多く、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識や資質の向上が必要です。効果的な人権擁護・保護施策を講じていくためには、事案に応じた適切な部署・機関に取次ぎを行うことも必要であり、相談機関・保護機関の具体的な連携やNPO等と公的機関との連携・協働が必要とされています。

さらに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者による人権擁護機関の設置を求める声があります。

イ 施策展開の基本的考え方

国等の機関との密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に努めます。現在、実施されている人権・女性・子ども・福祉・教育などの分野ごとの相談については、その適切な情報提供などとともに、的確な助言や指導ができるよう相談員等の資質の向上や相談機能の充実に向けた取組みを推進します。

さらに、複雑化・多様化する人権問題に対応して、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図るとともに、機動力や独自の知識・技術などを持つNPO等と連携・協働を図ります。

また、公的な機関のもとでも人権が侵害されることも想定するとともに、公的施設などを含め、施設等の利用者にかかる人権侵害の問題をはじめ、男女平等にかかわる人権侵害、子どもの権利侵害などについて、市民が安心して相談でき、簡便で迅速に対応することができる第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を進めます。

ウ 施策の体系

| 基本的方向 | 課題 | 課題別施策 |
|---------------|-----------------|--------------|
| 人権相談体制の充実 | 人権相談体制の充実 | 分野別人権相談の充実 |
| | | 情報提供の充実 |
| | | 相談員等の資質の向上 |
| | | 人権ネットワークの構築 |
| 擁護・保護機能の充実 | 権利擁護システムの構築 | 権利擁護事業の普及と充実 |
| | | 人権擁護機関の設置 |
| | さまざまな人権課題への支援 | 難病患者への生活支援 |
| | | 感染症のまん延の防止 |
| 専門機関との協力体制の推進 | 国・府・NPO等との連携 | 協力体制の構築 |
| | 保健・医療・福祉の各機関の連携 | ネットワークの構築 |

【基本的方向】人権相談体制の充実

【課題1】人権相談体制の充実

人権相談において的確な助言や指導ができるよう、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、複雑化・多様化する人権相談に対応するため、人権ネットワークの構築を図ります。

【課題別施策1】分野別人権相談の充実

【課題別施策】人権相談体制の充実(所管課：人権室他)

各人権分野に関する相談機関の充実を図り、現に人権が侵害されたり、侵害されるおそれがある人に対して、解決のための助言や専門機関の紹介など、人権を回復するための救済・保護に資するため、情報提供の充実に努めるとともに、専門家とクライアントなどの従来の援助形態だけではなく、ピア(仲間、同僚)・カウンセリングなどの形態なども検討を行い、効果的かつ市民が利用しやすい人権相談体制の充実を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|---|--|------|------|------|------|------|------|
| 分野別人権相談体制の充実 | 多様化・複雑化する人権問題に対応するため、市民が利用しやすい人権に関する相談体制の充実を図る。 | 各個別課題ごとの人権に関する相談体制の充実と必要に応じた保護機関などとの連携を行う。 | 人権室他 | 実施 | | | | |

【課題別施策 2】情報提供の充実

【課題別施策】相談機関等情報提供の充実(所管課：人権室他)

多くの市民が気軽に利用できるよう、各人権分野ごとの相談機関の紹介に努めるとともに、NPO等が実施する専門機関機能の充実に向けて、相談機関等の情報提供を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|--|--|------|------|------|------|------|------|
| 相談機関等の情報提供 | 市民が利用しやすく、安心して相談を受けられることを念頭に置き、人権に関する相談体制の情報提供を行う。 | 広報紙、インターネットなどを通じて、人権に関する相談体制の情報提供に努める。 | 人権室他 | 実施 | | | | |

【課題別施策 3】相談員等の資質の向上

【課題別施策】相談員等の資質の向上(所管課：人権室他)

相談者の人権問題に的確に対応できるよう、相談員の資質の向上に努めるとともに、NPO等が行っている専門相談等への人材育成等への支援にも努め、民間の相談・保護機関との連携・協働を進めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|--|---|------|------|------|------|------|------|
| 相談員等の資質の向上 | 相談者の人権問題等に対して、的確に対応できるよう相談員の資質の向上に努める。 | 各種研修会への参加などとともに、各個別課題ごとの人権に関する相談員の連携・協議の場の設定など。また、NPO等の専門相談機関の充実等にも支援するため、要望等に応じた研修会の開催を行う。 | 人権室他 | 実施 | | | | |

【課題別施策 4】人権ネットワークの構築

【課題別施策】人権ネットワークの構築(所管課：人権室)

人権相談が複雑化・多様化する中、各課題を横断する事案に対して迅速・的確に対応するため、人権相談ケースワーク会議を設置し、相談機能の充実を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------|---|---|-----|------|------|------|------|------|
| 【新規】人権相談ケースワーク会議 | 各課題を横断する事案に対して迅速・的確に対応するため、人権相談ケースワーク会議を運営する。 | 人権啓発幹事会の関係課で組織した人権相談ケースワーク会議で各事案の内容により対応する。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策】各機関との連携(所管課：人権室)

複雑化・多様化する人権問題に対応するため、人権相談ケースワーク会議を通じて専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------------|--|--------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 法務局・府専門機関・人権擁護委員との連携 | 複雑化・多様化する人権問題に対応するため、専門機関並びに相談機関相互の連携の強化を図る。 | 相談内容により、人権相談ケースワーク会議を通じて関係機関との連携を図る。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【基本的方向】擁護・保護機能の充実

【課題1】権利擁護システムの構築

高齢者や障害者が自立し、安心して地域生活が送れるよう、権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策1】権利擁護事業の普及と充実

【課題別施策】一人暮らしの高齢者等への支援(所管課：高齢福祉課)

成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業が一層充実した制度となるよう、各事業の周知を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|--|--|-------|------|------|------|------|------|
| 成年後見制度利用支援事業 | 判断能力が不十分な認知症の高齢者等に対して、市長が成年後見等の審判の申し立てを行う。 | 四親等内の親族がいない認知症の高齢者等に対して、家庭裁判所に「後見」「保佐」「補助」の開始等の審判の申し立てを行う。 | 高齢福祉課 | 実施 | | | | |
| 地域福祉権利擁護事業 | 権利侵害を受けやすい認知症の高齢者等の権利を擁護し、安心して自立した生活ができるように、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理サービスを行う。 | 本人・家族・代理人からの相談、申請に基づき社会福祉協議会が実施する。 | 高齢福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】地域生活支援施策の充実(所管課：障害福祉課)

障害者の自立を支援するため、自立支援施策として行政が行う福祉サービスの充実に努め、基盤整備と併せて利用者に対する情報提供を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|------------------------------------|------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 権利擁護システムの充実 | 障害者が地域で自立し、安心して生活を送れるよう事業を委託で実施する。 | 権利擁護事業の利用の促進に努め、関係機関との連携を図る。 | 障害福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策 2】人権擁護機関の設置

【課題別施策】人権擁護機関の設置(所管課：人権室)

男女平等にかかわる人権侵害や子どもの権利侵害などについて、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、第三者による人権擁護機関の設置に向けて検討を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------------|--|--|-----|------|------|------|------|------|
| 【新規】 第三者人権擁護機関の設置 | 市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができる第三者による人権擁護機関を設置する。 | 人権擁護推進本部、調整委員会、人権啓発幹事会及び庁内関係各課などで検討する。 | 人権室 | 調査 | 検討 | 設置 | | |

【課題 2】さまざまな人権課題への支援

疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するため、難病患者への生活支援などの取組みを推進します。

【課題別施策 1】難病患者への生活支援

【課題別施策】難病患者への地域支援対策の推進(所管課：保健予防課)

難病患者の在宅療養を支援するため、難病患者の地域支援対策を推進します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------------|---------------------------------|--|-------|------|------|------|------|------|
| 【新規】 難病患者地域支援対策推進事業 | 難病患者及びその家族が安心して療養できる環境づくりを推進する。 | 要支援の難病患者に対し、在宅療養計画の策定・評価を行うとともに、訪問相談、訪問指導等を実施する。 | 保健予防課 | 実施 | | | | |

【課題別施策 2】感染症のまん延の防止

【課題別施策】感染症の予防(所管課：保健予防課)

感染症患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ適切な対応を行い、まん延を防止するため、感染症にかかる検査と相談を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|--|--|-------|------|------|------|------|------|
| 【新規】 感染症予防対策事業 | 感染を早期に見し、発症予防、二次感染予防を図るとともに、支援体制を確立する。 | 人権に配慮した相談・検査を実施するとともに、患者・感染者の適切な療養支援を行う。 | 保健予防課 | 実施 | | | | |

【基本的方向】 専門機関との協力体制の推進

【課題1】 国・府・NPO等との連携

DVや児童虐待などの被害の発生防止や軽減等、事案に対して適切に対応できるよう、国・府などとの密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策1】 協力体制の構築

【課題別施策】 DVへの対応(所管課：男女共同参画課)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の趣旨に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者の保護に取り組むため、各機関の連携のもとDV対応連絡協議会を運営します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------|---|---------------------------------------|---------|------|------|------|------|------|
| DV対応連絡協議会 | 関係機関・団体等の協力を得て、連携体制を整備して、DV被害者に対して、迅速かつ適切に対応する。 | 関係機関・団体、庁内関係課により協議会を構成し、情報・意見の交換等を行う。 | 男女共同参画課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 児童虐待防止ネットワークの整備(所管課：児童福祉課)

年々深刻な社会問題となっている児童虐待について、虐待の早期発見・早期対応を行うため、高槻市児童虐待防止連絡会議を運営し、児童虐待の防止に向けた取組みを推進するとともに、子どもの健全育成を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|-----------------------------------|--|-------|------|------|------|------|------|
| 児童虐待防止連絡会議 | 子どもの虐待を防止し、虐待の早期発見等、児童虐待対策の推進を図る。 | 児童虐待防止連絡会議及び児童虐待防止連絡調整会議の開催、啓発用リーフレットの作成を行う。 | 児童福祉課 | 実施 | | | | |

【課題2】 保健・医療・福祉の各機関の連携

難病の多様な特徴に対して適切に対応できるよう、各関係機関などとの密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

【課題別施策1】 ネットワークの構築

【課題別施策】 地域在宅難病ネットワークの構築(所管課：保健予防課)

難病患者やその家族等の療養を支援するため、関係機関による地域在宅難病ネットワーク事業を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------|--|--|-------|------|------|------|------|------|
| 【新規】地域在宅難病ネットワーク事業 | 難病の多様な特徴に対応するために、保健・医療・福祉の各機関連携を深め、患者・家族等の療養を支援する。 | 関係各機関によるネットワーク会議を開催し、保健・医療・福祉にかかる各種情報を提供し合う。 | 保健予防課 | 実施 | | | | |

4 社会全体での協働による取組みの推進

人権問題の取組みを推進する上で、社会全体で取組むという合意と人権を擁護するシステムの構築を図ることが必要であり、市民・地区コミュニティ組織・NPO・企業などの多種・多様な参加・参画による行政とのパートナーシップの構築に向けて、さまざまな活動に対する協働・連携・支援にかかわる施策を展開します。

ア 現状

今回の第4回人権意識調査の結果から、当事者、被害者支援については、行政の公平性の原理が壁となって、行政には十分なことができず、NPOをはじめとする市民活動の方がきめ細かく対応できるという事態が明らかになってきた今日においては、市民の自主性に基づく活動の重要性が市民の間で意識されはじめている現状が示唆されています。さらに、「人権教育のための国連10年高槻市行動計画」を総括する中においても、関係団体と連携しての啓発事業の実施や人権関係団体への支援に努め、人権関係団体との協働化が図られてきましたが、さらなる自主的活動の促進とそれぞれの役割を踏まえたネットワーク化が課題である現状が示されています。

また、身元調査の問題などの具体的な事例に即していえば、「身元調査をしてはいけない」ということだけでは解決せず、ましてや「資産や収入を隠せばよい」「同和地区出身であることを隠せばよい」ということでは解決しないのは明らかです。今こそ、社会全体をあげて、同和地区出身であることが、国籍が違うことが、資産や収入が少ないことなどが結婚などに不利になるのかどうか、その点について問題点を投げかけ、オープンな議論をしなければ、暴く行為は後を絶たない現実があります。

こうした現状を踏まえ、これまで人権にかかわる事業のほとんどを行政が担ってきましたが、人権施策を効果的かつ効率的に推進していくには、行政と市民・NPOなどとの連携や協働は不可欠であり、時代の変化に対応したパートナーシップの確立が求められています。

現在、環境問題や福祉の分野でNPOやボランティア団体の活動が注目されていますが、多様化する人権問題への取組みにおいても、NPO等による自主的な活動に支えられる場面が増えています。NPO等は、先駆的な課題や行政がかかわりにくい課題においても、迅速で、柔軟な対応が可能であり、人権施策の推進においても重要な役割を果たすことが期待されています。

イ 施策展開の基本的考え方

人権課題の解消に取組んでいく上で重要なことは、行政だけで人権問題に取組むのではなく、社会全体で取組むというコンセンサスを得ることにあります。市民や地区コミュニティ組織・NPO・企業等の多種・多様な参加・参画を通じて、社会の連帯の力で、人権施策を支え、効果的かつ効率的に推進していく観点からも、民間と行政との適切な役割分担を確立し、行政とのパートナーシップを築きます。

また、人権施策の推進に向けて、国や府などの行政機関、医療機関や福祉施設などとの連携を図ります。

さらに、自治会などの地域での取組みや企業での取組みが促進されるよう努めるなど、地域社会の各分野における人権問題への取組みを有機的に結びつけるネットワークの形成を目指します。

ウ 施策の体系

| 基本的方向 | 課題 | 課題別施策 |
|--------------------|-----------------------|----------------------|
| NPO等多様な主体との協働の推進 | 各種団体とのパートナーシップの構築 | 各種団体などとの協働 |
| | | 国・府などとの連携 |
| 団体との協議の場の設定 | 社会的な発言の場の確保 | 在日外国人の意見を収集する仕組みづくり |
| 企業の自主的な取り組みへの支援 | 企業との連携 | 企業との連携 |
| | | 企業における研修などの支援 |
| 地域との密着した連携・協働体制の推進 | 交流環境等の充実 | 交流環境の整備 |
| | 地域との協働 | 地域・地域各種団体・人権関係団体との協働 |
| | | 地域における自立した生活などの支援 |
| | | 地域での子育て活動の支援 |
| | 福祉ボランティア活動の支援 | |
| 地域社会におけるネットワークの形成 | 地域社会の各分野におけるネットワークの形成 | |

【基本的方向】NPO等多様な主体との協働の推進

【課題1】各種団体とのパートナーシップの構築

社会の連帯の力で、効果的かつ効率的に人権施策を推進するため、各種団体と行政とのパートナーシップの構築を図ります。

【課題別施策1】各種団体などとの協働

【課題別施策】講演会等による啓発活動(所管課：人権室)

社会情勢の進展に伴い新たな人権問題も生じており、参加者に対して人権を尊重する市民意識の高揚を図るため、市民及び団体・企業等との一層の協働を進める中で、講演会等を開催します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------|--|-------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|
| 平和展・人権を考える市民のつどいなど | 人権・平和に関する事業を実施することにより、人権を尊重する市民意識の高揚を図る。 | 市民及び団体等との連携を強化する中で、市民参加のもと各事業を開催する。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策】人権啓発推進協議会等への活動支援及び組織改編(所管課：人権室)

草の根による人権啓発活動及び他団体との連携を強化し、組織の発展と活性化を図っている協議会との協働を促進するため、協議会の活動に対して支援するとともに、市民との協働化を進める団体として、組織の改編を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------------------|--|---|-----|------|------|------|------|------|
| 人権啓発推進協議会・人権富田・春日両地域協議会への活動支援 | 人権意識の普及と高揚を図るために実施する自主的な啓発活動に対して活動支援を行い、市との協働を進める。 | 市と人権協との協働化を図り、人権啓発活動を効率的に推進し、地域団体との連携を図る。 | 人権室 | 実施 | | | | |
| 【新規】人権啓発推進協議会等の組織改編の検討 | 市民との協働化を進める団体として、人権啓発推進協議会等の組織の改編を行う。 | 人権啓発推進協議会等との協議を行い、組織の改編の検討を行う。 | 人権室 | 調査 | 研究 | 検討 | 実施 | |

【課題別施策】市民との協働の推進(所管課：富田ふれあい文化C)

市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|---------------------------------|--|--------------|------|------|------|------|------|
| ふれあいIT推進事業 | デジタルデバイドの解消に向け、情報の受け手側の条件整備を行う。 | ボランティア団体の協力を得て、パソコンの基本操作やホームページの閲覧方法等の講習を開催する。 | 富田ふれあい文化センター | 実施 | | | | |

【課題別施策】地区コミュニティ組織等との協働(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティ組織等との協働による地域ぐるみの子育て支援体制の確立や男女共同参画の実現に向け、交流機会の充実や学習機会の提供等、その条件整備のための支援を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------|--|---|-----------|------|------|------|------|------|
| コミュニティセンター管理運営補助事業 | 各コミュニティセンターにおける子どもを対象とした、学習や体験機会の充実を図り、子育てに関する活動がしやすい条件づくりを行う。 | 各コミュニティセンター管理運営委員会に対し、管理運営事業及び活動事業に必要な経費を補助し、コミュニティセンターの運営の支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |
| コミュニティ市民会議補助事業 | 女性を含む多様な主体の参加を支援し、地区コミュニティ間のネットワークをもとにした地域活動の充実を図る。 | コミュニティ市民会議に対して補助金を交付し、市全域でのコミュニティ活動の促進に向けた支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】市民公益活動団体との協働(所管課：コミュニティ推進課)

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題などさまざまな人権問題に取り組む市民公益活動団体を含む多様な活動を促進するため、市民公益活動団体との協働により運営する市民公益活動サポートセンターの充実を図るとともに、各種団体間の交流や参加促進等市民への啓発を目的とした取組みを実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------|---|---|-----------|------|------|------|------|------|
| 市民公益活動サポートセンター事業 | 市民公益活動の促進のための環境整備として開設した市民公益活動サポートセンターにおいて、施設提供をはじめ相談事業や情報発信支援、学習機会の提供等活動促進のための事業を実施する。 | 市民公益活動サポートセンター管理運営委員会に対し、管理運営や事業実施に必要な経費を補助し、サポートセンターの運営の支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |
| 市民公益活動促進事業 | さまざまな人権問題の解決を目指す団体を含めた多様な市民公益活動団体の経験交流や市民の参加啓発等により活動の促進を図る。 | 市内の市民公益活動団体との協働による、市民公益活動促進フォーラムやボランティア活動への参加のきっかけづくりとなる講座等を開催する。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 地区コミュニティ等との協働による自主防災組織の結成促進(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティや単位自治会と連携した自主防災組織の結成を促進するため、地域の防災活動の体制づくりを行うとともに、災害時における高齢者や障害者等とのかわり方や、平常時の取組みの必要性に関する啓発を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|--|--|-----------|------|------|------|------|------|
| 自主防災組織結成促進事業 | 高齢者や障害者等への取組みを含め、地域防災活動を担う自主防災組織の結成に向け支援を行う。 | 災害時及び平常時の高齢者や障害者等に対する取組みの必要性に関する啓発を含め作成した啓発冊子、まちづくりハンドブック「自主防災活動編」等の活用を図るとともに、地区コミュニティ等での説明会に出向くなど、自主防災組織の結成に向けた支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】子育て支援の実施(所管課：児童福祉課)

仕事と育児の両立支援と子育て支援情報の充実を図り、地域での子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援総合コーディネート事業を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|----------------------------|------------|-------|------|------|------|------|------|
| 子育てNPO活動の支援 | イベント、事業の後援、関係機関との連携・支援を行う。 | 後援及び協力を行う。 | 児童福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】スポーツ・レクリエーション活動の振興(所管課：障害福祉課)

障害者スポーツの振興を図るため、各種スポーツ活動の展開と支援を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|-------------------------|------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 「高槻市市民ふれあい運動会」の開催 | 障害者スポーツの振興及び健全者との交流を図る。 | 障害者団体と共催し、運動会を年1回実施する。 | 障害福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】女性の就労促進と雇用環境整備(所管課：労働福祉G)

再就職を希望する女性に対して、その就労の促進を支援するとともに、育児・介護休業制度の内容や手続きについて周知に努め、働く女性の母性保護等についての啓発を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------|--------------------|---|-------|------|------|------|------|------|
| 女性就業援助事業 | 働く女性に対しさまざまな啓発を行う。 | 市と市内の女性労働者の協働による「たかつきACT」と連携し、セミナー等を実施する。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |

【課題別施策2】国・府などとの連携

【課題別施策】学習機会などの支援(所管課：高齢福祉課)

高齢者自らが社会の構成員として積極的に役割を担えるよう、学習機会などの支援を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------|--------------------------------------|-------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| シルバーアドバイザー養成研修への支援 | 大阪府地域福祉推進財団が開催するシルバーアドバイザー養成研修を支援する。 | 同事業の資料提供を行うとともに、市広報紙による広報を行う。 | 高齢福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】就職困難者等の就労促進(所管課：労働福祉G)

働く能力・意欲がありながら、年齢、身体・知的・精神等の障害及び家族構成並びに出身地などにより、就労をさまたげるさまざまな阻害要因を有するため、雇用就労を実現できていない、いわゆる就職困難者等の雇用・就労の促進を図るため、各種事業を展開します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------|-----------------------------------|---------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 障害者雇用問題懇談会 | 各関係機関による懇談会において、意見交換等を行い雇用の促進を図る。 | 公共職業安定所など関係機関による懇談会を開催する。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |
| 障害者就業・生活支援センター事業 | 雇用の促進を図るため、センターの運営に対し支援を行う。 | センター運営に対して、さまざまな指導・助言を行う。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |

【課題別施策】女性の就労促進と雇用環境整備(所管課：労働福祉G)

再就職を希望する女性に対して、その就労の促進を支援するとともに、育児・介護休業制度の内容や手続きについて周知に努め、働く女性の母性保護等についての啓発を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|-------------|--------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 雇用促進事業 | 女性の就労促進を図る。 | 公共職業安定所と連携し、求人情報の提供や労働相談を実施する。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |

【基本的方向】団体との協議の場の設定

【課題1】社会的な発言の場の確保

市内居住外国人市民の声を行政に反映するための意見交換の場の設置に向けて検討を行います。

【課題別施策1】在日外国人の意見を収集する仕組みづくり

【課題別施策】在日外国人との意見交換の場の設置(所管課：人権室他)

国際化の進展が地域レベルで広がりを見せる中、さまざまな文化、習慣、価値観の違いを認め合い、国籍や民族的・文化的背景に関係なく、ともに地域を支えあう豊かで活力ある、多文化共生の地域社会の実現に向けて、在日外国人との意見交換の場の設置に向けての検討を行います。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------------------------|---|------------------------|------|------|------|------|------|------|
| 【新規】市内居住外国人からの意見収集のための仕組みづくり | 多文化共生社会の実現に向け、在日外国人の声を行政に反映させるための意見交換の場を設置する。 | 庁内関係課及び人権啓発幹事会などで検討する。 | 人権室他 | 研究 | 検討 | 設置 | | |

【基本的方向】企業の自主的な取組みへの支援

【課題1】企業との連携

人権施策の基本理念を社会に広く定着させるため、社会経済の中心的な担い手である企業が行う自主的な取組みに対して支援を行います。

【課題別施策 1】企業との連携

【課題別施策】企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉G)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対しさまざまな支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|---------------------------------------|-----------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 未加入事業所への加入促進 | 連絡会未加入の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所に対し、加入を勧奨する。 | 公共職業安定所と連携し、電話及び加入勧奨文を送付する。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |

【課題別施策 2】企業における研修などの支援

【課題別施策】企業等における人権啓発の推進(所管課：労働福祉G)

市内の公正採用選考人権啓発推進員設置事業所で組織する「高槻地区人権推進員企業連絡会」の活動に対しさまざまな支援を行い、連絡会の活性化を図るとともに、企業における就労者の人権意識の高揚を図るため、各種事業を展開します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 啓発講演会への支援 | 連絡会が実施する啓発講演会の内容等について、さまざまな情報提供を行う。 | テーマの提案や講師の選定などについての支援を行う。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |
| 各種研修会への支援 | 連絡会が行う各種研修会に対し、さまざまな情報提供を行う。 | 研修テーマの提案や研修実施場所等についての支援を行う。 | 労働福祉G | 実施 | | | | |

【基本的方向】地域との密着した連携・協働体制の推進

【課題 1】交流環境等の充実

人権問題を「知る」という状態から、一歩進んで人権問題に「かかわる」という意識を培うため、情報交換や意見交換の機会の拡充を図ります。

【課題別施策 1】交流環境の整備

【課題別施策】市民交流の推進(所管課：富田ふれあい文化C・春日ふれあい文化C)

市民の相互理解を深めるため、市民交流を推進するための事業展開や施設の環境整備を行い、人権問題等の解決を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------|---|---------------------------------|--------------|------|------|------|------|------|
| 市民交流事業 | 市民の交流を推進し、相互理解を深める。 | 講座等の開催や活動準備室の提供により、利用者相互の交流を図る。 | 富田ふれあい文化センター | 実施 | | | | |
| 市民交流事業 | 住民相互が日常的に交流できる場や機会をセンター内等に設け、その交流を推進する。 | 人権啓発・地域福祉などの講座・パネル展を開催する。 | 春日ふれあい文化センター | 実施 | | | | |

【課題2】地域との協働

地域全体でお互いを支えあう体制の構築を図るため、人権意識を高揚、定着させるうえで重要な役割を担っている地域との連携・協働を推進します。

【課題別施策1】地域・地域各種団体・人権関係団体との協働

【課題別施策】地域での学習及び啓発活動(所管課：人権室)

地域団体等とのさらなる連携を図るため、高槻市人権啓発推進協議会地区単位会が実施する学習会及び講座等の啓発活動を支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|--|--|-----|------|------|------|------|------|
| 地域の諸団体との連携強化 | 地域諸団体との共催事業等を行うことにより「人権草の根啓発活動」の輪を広げる。 | 地区単位会で開催する学習会・ふれあいアップ講座等の事業について、地域団体とのさらなる連携を図る。 | 人権室 | 実施 | | | | |

【課題別施策】市民との協働の推進(所管課：富田ふれあい文化C)

市民との協働を推進するため、あらゆる場面(事業)において模索し、実現できるよう努めます。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------|--|-------------------------------|--------------|------|------|------|------|------|
| フェスタ・ヒューマンライツ | 地域の各種団体との協働で、人権をテーマに各種の取組みを行う。また参加団体や市民相互の交流を図る。 | 舞台発表や各種イベントの開催、参加団体の活動の紹介を行う。 | 富田ふれあい文化センター | 実施 | | | | |

【課題別施策】多文化共生・世代間交流の推進(所管課：春日ふれあい文化C)

地域において真に豊かな人と人との関係を創造するため、多文化共生・世代間交流を図る中で地域が抱える諸問題について、今、地域住民一人ひとりが何をすべきか考える機会を設定します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|--|---|--------------|------|------|------|------|------|
| ヒューマンライツフェスタ | 地域の各団体で組織する実行委員会を結成し、市民との協働でフェスタを開催する。 | ミュージックフェスティバル、盆踊り、ふれあいコーナー、模擬店等の内容で二日間開催する。 | 春日ふれあい文化センター | 実施 | | | | |

【課題別施策】男女共同参画社会の形成促進(所管課：男女共同参画課)

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、職場・家庭・地域社会等あらゆる分野において、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発や情報提供等の取組みを推進します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|--------------------------------------|---|---------|------|------|------|------|------|
| 男女共同参画地域講演会の開催 | 男女共同参画社会の形成を促進するために必要な情報提供及び啓発事業を行う。 | 男女共同参画について理解を深めていただくために、地域のコミュニティセンターと協力しながら講演会を開催する。 | 男女共同参画課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】地区コミュニティ組織等における啓発活動の推進(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティ組織等での生涯学習、文化・スポーツの活動や各種団体間の連携促進の活動をとおして、人権啓発にかかる取組みが効果的に行われるよう、支援体制を確立し、その推進を図ります。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------------------|--|--|-----------|------|------|------|------|------|
| 地域内における各種団体のリーダーによる啓発の促進 | 地区コミュニティ組織を基盤に、地域内各種団体間の連携を図りながら、人権啓発の促進を図る。 | 障害者地域福祉懇談会等、地域内における各種団体のリーダーが中心になって取り組む人権啓発活動の支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】地域福祉懇談会開催の支援(所管課：福祉政策室)

障害者に関する住民の理解を深めるため、障害者団体が開催する地域福祉懇談会を支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|--------------|---|---|-------|------|------|------|------|------|
| 地域福祉懇談会開催の支援 | 障害者団体が開催する地域福祉懇談会を通じて障害者の置かれている状況について地域住民の理解を深める。 | 地域福祉懇談会に地域の住民が多数参加されるよう、社会福祉協議会、コミュニティ推進課、障害福祉課と連携し、自治会、地区福祉委員会、ボランティアに働きかける。 | 福祉政策室 | 実施 | | | | |

【課題別施策2】地域における自立した生活などの支援

【課題別施策】高齢者の社会活動への参加や生きがいづくりの支援(所管課：高齢福祉課)

高齢者の社会活動への参加や生きがいづくりを図るため、高齢者が長年培ってきた経験・知識・技術を、それらの提供を望んでいる人たちとのマッチングを図り、高齢者のボランティア活動や生きがいづくりを支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------------|--|--|-------|------|------|------|------|------|
| シニア社会活動マッチング事業 | 「できること」「したいこと」があるシニア世代の提供者(50歳以上)と、「してほしいこと」がある依頼者をマッチング(紹介)し、高齢者の社会活動への参加と生きがいづくりを支援する。 | 市民公益活動サポートセンターに委託し、提供者と依頼者の登録を受けマッチングを行う。会員登録とマッチングにかかる費用は無料。提供者の交通費などの実費500円が必要。提供に伴う謝礼が必要な場合がある。 | 高齢福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策】障害者等の生活支援(所管課：障害者福祉C)

障害者等の生活支援を図るため、障害者及びその家族からの多様な相談を受け、自立や社会参加の促進に向けた対応策を関係機関との連携を図り指導、助言及び情報を提供します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|---------------------------|---|--|-----------|------|------|------|------|------|
| 総合相談・在宅福祉サービス利用援助及び生活支援事業 | 障害者やその家族の地域における生活を支援し、障害者の自立と社会参加の促進を目指す。 | 在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援及びピアカウンセリング等を関係機関・専門機関と連携し総合的に相談を行う。 | 障害者福祉センター | 実施 | | | | |

【課題別施策3】地域での子育て活動の支援

【課題別施策】子育て支援の実施(所管課：児童福祉課)

仕事と育児の両立支援と子育て支援情報の充実を図り、地域での子育てを支援するため、ファミリー・サポート・センター事業や子育て支援総合コーディネート事業を実施します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------------|--|---|-------|------|------|------|------|------|
| ファミリー・サポート・センター事業 | 育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化して、相互援助に基づく援助活動を行う。 | 説明会・講習会・交流会の開催及び相互援助活動を実施する。 | 児童福祉課 | 実施 | | | | |
| 子育て支援総合コーディネート事業 | 子育て支援情報の充実を図り、多様な子育て支援サービスの情報提供を行う「子育て支援総合コーディネーター」制度を創設し、子育て支援を行う。 | 子育て支援情報の一元化を中心にホームページの充実と相談、掲示板の創設を行う。 | 児童福祉課 | 実施 | | | | |
| 地域子育て支援センター事業 | サークル育成講座、部屋、教材遊具の貸し出し、情報提供支援NPOやサークル間の情報交換、出前保育を実施する。 | 親子保育教室、サークル育成講座・部屋や教材の貸し出し、フリースペースの提供等を行う。 | 児童福祉課 | 実施 | | | | |
| 育児支援家庭訪問事業 | 出産後間もない時期に養育が困難となっている家庭に対し、子育て経験者等が家庭を訪問し、育児相談・支援を行うことにより、子どもの健全育成を図る。 | 一般の子育てサービスを利用することが難しい家庭を対象に、子育て経験者等が家庭訪問し、育児相談等を行う。 | 児童福祉課 | 実施 | | | | |

【課題別施策4】福祉ボランティア活動の支援

【課題別施策】ボランティア活動の支援(所管課：福祉政策室)

障害者と地域住民がともに生きる社会づくりを推進するため、高槻市社会福祉協議会が実施するボランティア市民活動センター運営事業、ボランティアが参加して行う地区福祉委員会(市内37箇所)の活動事業及びボランティアに対する各種研修を支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|-------------|---|------------------------------|-------|------|------|------|------|------|
| 社会福祉協議会への補助 | 市社会福祉協議会が行うボランティア市民活動センター運営事業、小地域ネットワーク事業、ボランティア研修など、地域福祉推進に関する事業を支援する。 | 事業に要する経費について、申請に基づき補助金を交付する。 | 福祉政策室 | 実施 | | | | |

【課題別施策】 市民への啓発(所管課：障害者福祉C)

障害者の社会参加の促進や自立を支援するため、講演会や講座を開催します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|------------|--|---|-----------|------|------|------|------|------|
| ボランティア体験講座 | 種々の体験・学習・交流を通して、障害者の理解を深め、障害者の社会参加の活動を地域から支える輪の構築を目指す。 | 点字、手話、朗読、要約筆記、ガイドヘルプ等の講座、作業所見学及び全体交流会等に関係団体の参画のもとに実施する。(全10回) | 障害者福祉センター | 実施 | | | | |

【課題3】 地域社会におけるネットワークの形成

地域社会の各分野における人権問題の取組みを有機的に結びつけるため、ネットワークの形成に努めます。

【課題別施策1】 地域社会の各分野におけるネットワークの形成

【課題別施策】 地域社会におけるネットワークの形成(所管課：コミュニティ推進課)

地区コミュニティにおける市民及び各種団体間の交流や連携促進のための事業の支援を行うとともに、さまざまな社会的課題に取り組む市民公益活動団体間の交流や市民、事業者、行政を含めた連携・協働の取組みを支援します。

| 事業名 | 事業目的・内容 | 実施方法 | 所管課 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 20年度 | 21年度 |
|----------|---|--------------------------------------|-----------|------|------|------|------|------|
| 地域振興補助事業 | 市民憲章の各条文に掲げる事業等とおして、地区コミュニティ内の市民・団体間の連携、ふれあいの促進を図る。また、子ども対象の行事の充実やボランティア活動への参加拡大等子育て、教育力の向上に向けた条件づくりを行うとともに、女性が参画しやすい地域活動に向けた啓発を行う。 | 各地区コミュニティに対し、地域振興補助金を交付し、地域活動の支援を行う。 | コミュニティ推進課 | 実施 | | | | |

第4章 行動計画の推進体制

1 庁内での推進体制

(1) 現在の人権問題の中には、各分野に横断的に関係するなど個別的な対応では十分とは言えない課題も多くあり、その解決には行政のさまざまな部署が協力しなければなりません。したがって、庁内の横断的な組織である人権擁護推進本部、人権啓発幹事会などの積極的な活用を行うことにより、あらゆる行政分野の連携によって人権施策の効果的な推進に努めるとともに、人権室、教育政策室を中心として、企画・調整・点検など施策の実施状況の適切な進行管理を行います。

また、国際化や少子・高齢化など、新たな課題に適切に対応するために、担当窓口の整備が求められている分野もあり、今後とも現行体制の見直しをも含めて検討を行うなど、組織体制の整備を図ります。

(2) 職員は、職務上、市民の人権に深く関与することが多いため、職員の人権意識の向上が不可欠です。人権に関する取組みは、人権担当課だけのものではなく、すべての部課で取組むという意識を全職員に徹底させ、「自分の仕事を通じて、どうすれば人権擁護に寄与できるか」という積極的な意識を持った職員を養成するため、職員に対して、体系的な人権研修を行うとともに、日常の業務に即した各職場における人権研修を実施します。

2 国、府、近隣自治体との連携体制

人権施策を効果的に推進するとともに、行政区域を越えて発生する人権問題などに対応するため、国及び府並びに近隣自治体と有機的な連携を構築します。また、人権啓発活動ネットワーク協議会などの関係機関と情報交換を緊密にし、それぞれの役割に応じた連携体制を強化します。さらに、国、府に対して、制度・財政面での適切な取組みを求めます。

用語解説

「性的マイノリティ」(注:1)

同性愛、性同一性障害、インターセックス(先天的に身体上の性別が不明瞭なこと)の人々などを含む総称。

「NPO」(注:2)

行政、企業とは別に社会的活動を行う非営利の民間組織をいう。利潤追求や利益配分を行わず自主的、自発的に公益的な活動を行う民間組織、団体のことで、営利企業と区別して理解され、法人格を持つ組織(公益法人、特定非営利活動法人など)と、法人格を持たない組織(ボランティアグループなどの任意団体)がある。政府(行政)、営利組織(企業)と並ぶ第三セクターと呼ばれている。

「地区コミュニティ組織」(注:3)

原則として単位自治会・福祉関係団体・老人会・PTA・婦人会・地域商店・事業所等、地域の各種団体を集約した統括的な組織であり、現在、市内には32の組織がある。

「DV」(注:4)

夫やパートナー等、親密な人間関係の中で起こる暴力のことを言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的暴力なども含まれる。

「バリアフリー」(注:5)

障害を持つ人が社会生活していく上で障壁(バリアー)となるものを除去すること。もともとは、建物内の段差解消などハード面の色彩が強いが、最近は、人々の行動や心理的側面から見た社会環境のバリアーが問題とされることが多く、「こころのバリアフリー」が求められている。

「ノーマライゼーション」(注:6)

障害を持つ人の人権を尊重して、取り巻いている環境を変えることにより、他の人々と同様な生活が送れる社会をつくりあげていくこと。

「内外人平等」(注:7)

「外国籍市民」にも日本国籍と平等に権利能力を持つことを認める立法上の主義をいう。国際人権規約は、内外人平等を原則としている。我が国も昭和54年(1979年)に国際人権規約を批准し、昭和56年(1981年)に難民条約に加入した。それに伴い、数多くの制度を外国人に開放する措置をとり、また、国籍条項を撤廃する法改正を行った。

「エイズ」(注：8)

後天性免疫不全症候群のこと。ヒト免疫不全ウイルス(HIV)によっておこる病気をいう。ウイルスに汚染された血液製剤の投与、性行為、母子感染がHIVの感染経路とされている。このウイルスが血液の中に入るとT4リンパ球を破壊し、その結果、全身の免疫機構が破壊され、抵抗力がなくなる。

「ハンセン病」(注：9)

らい菌による慢性の細菌感染症。主に末梢神経と皮膚が侵される。かつては、遺伝病と誤解された。感染力は極めて弱く、1940年代に米国で治療薬「プロミン」が開発され、治療法の研究が進み、発病しても通院治療で治り、完治する。

「ワークショップ」(注：10)

講義や指導中心の研修会ではなく、参加者が意見交換や共同作業を行って進める、体験的で参加型の学習方法のこと。

「エンパワーメント」(注：11)

「力を引き出すこと」を意味する。個々人が本来持っている能力、行動力、自己決定力を引き出し、社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

「セクシュアル・ハラスメント」(注：12)

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまな態様のものが含まれる。

「メディアリテラシー」(注：13)

情報を読み解き、使いこなす力。メディアの特性や利用方法を理解し、適切な手段で自分の考えを他者に伝達し、あるいは、メディアを流れる情報を取捨選択して活用する能力のこと。

「HIV」(注：14)

ヒト免疫不全ウイルスの略語。HIVは感染力の弱いウイルスであり、HIV感染者の唾液・汗・尿を媒介としては感染せず、血液・精液・膣分泌液・母乳が体内に侵入することでのみ感染しうる。

世界人権宣言

1948年(昭和23年)12月10日
第3回国際連合総会 採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊厳及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが完成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に屈することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保証を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国政連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男子は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、不況、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべて人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別を受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息を持つ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子は、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、摘出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべてのものにひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国または人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ屈する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

国際条約批准一覧（国連が中心になって作成した人権関係諸条約）

平成16年(2004年)10月15日現在

| 名称 | 採択年月日 | 発効年月日 | 締約国数 | 日本が締結している条約(締結年月日) |
|--|------------|------------|--------|--------------------|
| 1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 | 1966.12.16 | 1976.01.03 | 150 | (1979.06.21) |
| 2 市民的及び政治的権利に関する国際規約 | 1966.12.16 | 1976.03.23 | 153 | (1979.06.21) |
| 3 市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書* | 1966.12.16 | 1976.03.23 | 104 | |
| 4 市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書(死刑廃止)* | 1989.12.15 | 1991.07.11 | 54 | |
| 5 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 | 1965.12.21 | 1969.01.04 | 170 | (1995.12.15) |
| 6 アパルトヘイト犯罪の禁止及び処罰に関する国際条約* | 1973.11.30 | 1976.07.18 | 101 | |
| 7 スポーツ分野における反アパルトヘイト国際条約* | 1985.12.10 | 1988.04.03 | 58 | |
| 8 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 | 1979.12.18 | 1981.09.03 | 178 | (1985.06.25) |
| 9 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書* | 1999.10.06 | 2000.12.22 | 67 | |
| 10 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約* | 1948.12.09 | 1951.01.12 | 136 | |
| 11 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約* | 1968.11.26 | 1970.11.11 | 48 | |
| 12 奴隷改正条約** | | | | |
| (1) 1926年の奴隷条約* | 1926.09.25 | 1927.03.09 | *** | |
| (1) 1926年の奴隷条約を改正する議定書* | 1953.12.07 | 1953.12.07 | 59 | |
| (2) 1926年の奴隷条約の改正条約** | 1953.12.07 | 1955.07.07 | 95 | |
| 13 奴隷制度、奴隷取引並びに奴隷制度に類似する制度及び慣行の廃止に関する補足条約* | 1956.09.07 | 1957.04.30 | 119 | |
| 14 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約 | 1949.12.02 | 1951.07.25 | 77 | (1958.05.01) |
| 15 難民の地位に関する条約 | 1951.07.28 | 1954.04.22 | 142 | (1981.10.03) |
| 16 難民の地位に関する議定書 | 1967.01.31 | 1967.10.04 | 142 | (1982.01.01) |
| 17 無国籍の削減に関する条約* | 1961.08.30 | 1975.12.13 | 29 | |
| 18 無国籍者の地位に関する条約* | 1954.09.28 | 1960.06.06 | 57 | |
| 19 既婚婦人の国籍に関する条約* | 1957.01.19 | 1958.08.11 | 72 | |
| 20 婦人の参政権に関する条約 | 1953.03.31 | 1954.07.07 | 118 | (1955.07.13) |
| 21 婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約* | 1962.11.07 | 1964.12.09 | 51 | |
| 22 拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約 | 1984.12.10 | 1987.06.26 | 138 | (1999.06.29) |
| 23 拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する選択議定書* | 2002.12.18 | 未発効 | 3(批准国) | |
| 24 児童の権利に関する条約 | 1989.11.20 | 1990.09.02 | 192 | (1994.04.22) |
| 25 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書 | 2000.05.25 | 2002.02.12 | 85 | 署名 (2002.05.10) |
| 26 児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書 | 2000.05.25 | 2002.01.18 | 84 | 署名 (2002.05.10) |
| 27 全ての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約 | 1990.12.18 | 2003.07.01 | 27 | |

* 仮称

** 「1926年の奴隷条約を改正する議定書」により改正された「1926年の奴隷条約」が「1926年の奴隷条約の改正条約」である。締約国となる方法には、(1)改正条約の締結と、(2)奴隷条約の締結及び改正議定書の受諾との二つがある。

*** 国連ホームページ上に締約国数の記載のないもの。

日本国憲法（抄）

昭和21年（1946年）11月3日公布

昭和22年（1947年）5月3日施行

〔基本的人権の享有〕

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔法の下での平等〕

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2、3項省略

〔思想及び良心の自由〕

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔居住・移転・職業選択の自由、外国移住の自由〕

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第23条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族生活における個人の尊厳と両性の平等〕

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権、国の社会的使命〕

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利、教育の義務〕

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔基本的人権の本質〕

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔最高法規、条約及び国際法規の遵守〕

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年(2000年)12月6日公布・施行
(法律第147号)

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

高槻市人権尊重の社会づくり条例

平成13年(2001年)3月28日
高槻市条例第8号

すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利において平等であり、基本的人権を享有することが保障されなければならない。これは、人類普遍の原理であり、世界人権宣言及び日本国憲法の理念である。

しかしながら、今日でもなお、人種、民族、信条、性別、社会的身分、障害があること等に起因する人権に関するさまざまな問題が存在するとともに、社会状況の変化等により、人権にかかわる新たな課題も現れてきている。

このような状況において、命の尊さや人間の尊厳が大切にされ、生きがいのある人生を創造できる自由、平等で公正な社会を実現していくことが今まさに求められている。

国内外において21世紀を「人権の世紀」とする取組みが進められ、人権の尊重が国際的潮流となるなかにあつて、世界人権宣言及び日本国憲法の理念に基づき、市と市民の協働による真にすべての人の人権が尊重される社会をつくるため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会をつくるため、市及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に資することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど人権に関する施策の推進に努めなければならない。

(市民の役割)

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を尊重するよう努めるものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、人権に関する施策を効果的に推進するため国及び大阪府と連携するとともに、市民の人権意識の高揚を図る人権啓発並びに人権問題に関する情報の収集及び提供等の人権に関する施策を推進するものとする。

(人権施策推進審議会)

第5条 市に、高槻市人権施策推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、人権に関する施策の推進に関する基本的事項を調査審議する。

3 審議会は、委員12人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 公共的団体の代表者

5 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（高槻市条例第328号）の一部を次のように改正する。